

開 会(午前9時0分)

○近藤哲男委員長 おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

○議案第20号 平成30年度所沢市水道事業会計予算

○近藤哲男委員長 昨日に引き続き議案第20号「平成30年度所沢市水道事業会計予算」の審査を行います。

質疑を求めます。

○桑嶋健也委員 22の特殊勤務手当、これはどのような内容でしょうか。

○高橋総務課長 特殊勤務手当につきましては、上下水道局の内容を申し上げますと、事故対応現場作業手当、災害対応業務手当、料金滞納金収納手当、給水停止業務手当、主任技術者手当、特殊車両等運転手当でございます。

○桑嶋健也委員 事故とかいわゆる突発的な事態に対するものというのは都度支給ということになって、それから、主任とか特殊車両の運転というのは、もうこれは月額決定している金額を出すということですか。

○高橋総務課長 災害の関係は都度支給でございます。主任技術者手当については月額支給でございます。なお、今お話しいただきました特殊車両につきましても、これ日額という形ですね、月額ではなくて日額、その車両を運転したらということで支給しております。

○桑嶋健也委員 この全体における主任技術者手当の割合は幾らぐらいになりますか、71万3,000円のうちの。

○高橋総務課長 主任技術者手当につきましては、局内に3人おりまして、月額の支給額が5,500円という内訳となっております。

○桑嶋健也委員 この主任技術者手当というのは、どういう技術的な特徴を持っているということになりますか。

○高橋総務課長 これにつきましては、水道事業に該当がございまして、浄水場などで電気主任技術者として勤務する者に支給するものでございます。

○桑嶋健也委員 この電気主任技術者というのは、国家資格ということによろしいでしょうか。

○高橋総務課長 そのとおりでございます。

○桑嶋健也委員 国家資格の何ですかね、正確なものは。国家資格の名称は何になりますか、それは何を保有されていますか。

○高橋総務課長 第一種電気主任技術者が該当だったと思います。

○桑嶋健也委員 だったと思うというのは、そうじゃないということ。

○高橋総務課長 失礼しました、第一種電気主任技術者でございます。

○城下師子委員 小水力発電設備賃借料で、まずお尋ねしたいのは、この小水力発電なんですすが新エネルギーの部分で売電等の検討がいろいろされているんですが、ここの部分というのは対象になるんですか、まずちょっと確認したいと思います。

○村田給水管理課長 この小水力発電設備の設置につきましては、まず、東部浄水場に設置するんですが、その土地が国有地であるため、財務省のほうから、まず売電は許可を得られませんでした。あくまでも自己消費が基本でございます。

○桑島健也委員 これ今、国有地ということですが、この国有地以外に候補予定地というのは幾つぐらい今検討されていますか。

○村田給水管理課長 今のところ検討しておりませんが、今後小水力発電設備、その発電機の状態を見ながら今後考えていきたいと思っております。

○桑島健也委員 発電機の状態を見ながら考えていくというのはちょっとよくわからないんですが、どういうふうに理解すればいいですか。

○村田給水管理課長 先ほどちょっと言葉が足りなかったんですけども、小水力発電を設置するに当たって一定の水量と高い圧力を維持しなければならず、現状だと東部浄水場以外は不可能な状態でございます。

○末吉美帆子委員 ちょっと関連でお伺いしたいんですけども、今の小水力発電なんですけれども、20年間これからリースするわけなんですけれども、全体的な削減効果と、すみません、私のメモの中には売電とちょっと書いてあるんですけども、余剰電力が出た場合はどのようになっている、そのことは問題がないのか、もう少し説明をしていただけますか。

○村田給水管理課長 まず、この発電設備によります効果でございますが、それにつきましては、まず東部浄水場の電気料金プラス余剰電力を引き取ってもらうことにつきまして1,600万円ほどの電気代の削減効果がございます。そして、余剰電力につきましては引き取り価格が電気代等安い価格で引き取ってもらうため、その辺につきましては財務省のほうからも認めてもらっているところでございます。先ほどなんですけれども、売電という言葉は適切ではないと思うんですけども、上下水道局としましては、発生した余剰電力を一旦東京電力に引き取っていただいて、その後、浄水場の総使用電力との相殺にて対応してもらう予定です。

○桑島健也委員 関連なんですけれども、今東電に行っていますけれども、マチごとエコタウンでもし会社ができた場合は、多分そこへの売電というのはFITの適用外とすれば別に売電は可能なはずなんですけども、いかがですか。

○村田給水管理課長 売電につきましては、先ほども申したとおり国有地でございますので、財務省のほうに認めてもらえません。ただし、余剰電力の引き取り分に関しましては、新電力会社でも可能でございます。

○桑島健也委員 いや、可能かもしれないけれども、多分今の話でいくと、東電が余剰電力を引き取っていただいて、ほかの東電の契約との相殺になるわけですね。そうすると、多分新電力会社を利用していけば、新電力会社で同じ仕組みでやるということになるというこ

とは、ちなみにその浄水場も当然新電力会社から電気を供給してもらおうと、それじゃなければ無理ということですかね。

○村田給水管理課長 そのとおりです。

○桑嶋健也委員 全体的なことではよろしいですね。前々から言っているとおり、水道利用加入金がなければ基本的には単年度収支というか収益ではいまだに赤字、赤字という言い方は変かもしれませんが、やっぱりこれから少子化社会を迎えて、やっぱり加入金頼みの経営というのはやめるべきであって、やはり水道料金収入をもとにした収益構造にしていって、それで加入金についてはやっぱりインフラ投資に主に充てる財源として切り分けていくというふうに厳密にもう運用していったほうがいいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○新井経営課長 今ご質問いただきました加入金の件でございますけれども、ご承知のとおり、水道事業会計の利益につきましても徐々に減ってきているといった状況でございます。その中でも一つの頼みでございます加入金につきましては、人口が減少している中でも加入されていく方がふえているといったところから、例年のようにいただいているものでございます。こちらをいわゆる4条の収入と申しますか、ということだと思っておりますが、ほかの自治体の例を参考に見ても、やはり収益的収支のほうで受けているという実態が多いということと考えております。今後いただく料金につきましても、実際にはこれからの動向を見ながらどうしていくかということも検討していかなければいけないといった中で、加入金というのは一つの収益になりますので、その点も含めて今後いろいろと検討する必要があると、そのように考えております。

○桑嶋健也委員 続いて、水道ビジョンについて大まかなところで聞きたいんですが、この経営体質を考えたときに、とにかく資本の回転率が低いわけですから所沢水道局は、やっぱり資本を少し少なくしていくということで水道ビジョンをやっていると思うんですが、その辺の進捗状況、簡単に言えば浄水場を少し減らしていく、それからこういう水の循環をつくっていくという、そういう点については今どのぐらいの進捗状況で、来年度はどういうふうになっていく予定ですか。

○小池経営課主幹 今回ビジョンにつきましては、平成33年度の施行を目指して、これから準備を進めるところでございます。30年度につきましては、まずはそのビジョンをつくるための基礎資料となるアセットマネジメントと申しまして、現在の施設の状況であったりですか、それから今後見込まれる収支、こういったものを含めて調査、検討してまいります。そうした中で議員ご質問の今後の状況を見ながらというのがはっきりとしてくると。その中では計画の中で31年、32年に実施をいたしますビジョンにそのアセットマネジメントの結果を反映させて、今ご質問のあった内容、こういったものを反映していくということを考えて

おります。

○城下師子委員　　そうしますと、新年度予算での純利益の見込み額を、まず確認したいと思っています。

○新井経営課長　　これは30年度予算全部使い切ったらというような状況になりますけれども、2億1,246万2,000円でございます。

○城下師子委員　　そうすると、水道というのは安定経営をされているということで、そういう意味では水道全体としてのいわゆる現金資産も含めて総額で幾らになるんですか。

○新井経営課長　　現金というところになりますけれども、ページでいきますと31ページに貸借対照表がございまして、こちらの30年度末の見込みということになりますけれども、下のほうの流動資産に現金・預金とございます。こちらが現金・預金、これ約で申し上げますと48億8,400万円ほどということでございまして、なお、28年度末、これは決算でございましてけれども58億ございましたので、10億円ほど減るといったような見込みになっております。

○石本亮三委員　　これは管理者に聞いたほうがいいのかと思うんですけど伺いたいんですが、今年度検針広告収入とか、あと旧庁舎の活用とか、要するに今までとは違って自主財源の確保とか、結構何か一気に大変取り組まれているんですが、以前からネーミングライツとかいろいろなことも言われてたと思うんですけども、来年度30年度においてこれ以外にも自主財源確保のための検討とかはされているのか、また、どのような事業が候補に現にあるとしたら挙がっているのか、その辺示していただきたいと思うんですが。

○中村上下水道事業管理者　　自主財源の確保ということで、先ほど桑島委員からお話しありましたけれども、やはり水道料金は加入金に頼っているところもありますので、本来であればやっぱり料金収入のみで運営していくということが本来の姿だと思っていますので、そういった意味で自主財源の確保も、額は小さいですけども少しでも多く財源の確保をすることでやっぴりやっていまして、30年度予算もいろいろご提案申し上げてやっていくつもりです。これ以外にも自主財源の確保策があるのかということですけども、今のところ具体的に申し上げるものはありませんけれども、今回ご提案申し上げている以外についても、なるべくもしもあれば自主財源の確保に向けては努力はしていくつもりでございます。また、確定することがあれば、また31年度予算のほうに反映できればなというふうに思っております。

○桑島健也委員　　2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて浄水場はテロ対象として非常に注目されているというのは変だけれども、警備のほうも予算で出てきているんですが、少し警備強化ということについてもう一段レベルを上げて考えていく必要があると思うんですが、内部的にそういう30年度、検討する意向があるかどうかだけお聞きしたいと思います。

○中村上下水道事業管理者　　ご指摘の点につきましては、上下水道局内でも話には出ており

ますので、30年度、31年度2年間ありますので、そのときには桑島委員さんからもお話しありましたが、少しレベルを上げなければいけないというふうには思っております。

○近藤哲男委員長 訂正発言の申し出がありましたので、これを許します。

○高橋総務課長 水道事業会計予算書22ページの桑島委員の特殊勤務手当の電気主任技術者に関する質疑に対しまして、第一種電気主任技術者と答弁いたしましたが、正しくは第一種、第二種及び第三種電気主任技術者となります。おわびいたしまして、訂正させていただきます。

○村田給水管理課長 先ほどの城下委員の小水力発電に関する質疑に対し、東京電力に引き取ってもらった後、浄水場の総使用電力との相殺にて対応してもらう予定だと答弁いたしましたが、正しくは、固定価格買取制度より安価な原価に近い価格で引き取っていただき、その収入を上水道使用電気料金に充てるとなります。おわびして訂正いたします。

○桑島健也委員 それ、同じことを言っているんじゃないのか。だから、FIT分を入れないうで買い取るということだよ。さっきFITが入っているとは言っていないと思うんだけど。

○玉川上下水道局長 先ほどのご説明では、電気料と相殺というような表現をいたしまして、そもそものこちらが支払う電気料から控除されるようなご説明をさしあげてしまいましたので、これは一旦安価な価格で引き取ってその収入としていただいたものを、改めて電気料に充てるということで、国からの了承を得ているというような訂正をお願いしたいというものでございます。

○近藤哲男委員長 ただいまの発言のとおり、ご了解願います。

以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、議案第20号は、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第21号 平成30年度所沢市下水道事業会計予算

○近藤哲男委員長 次に、議案第21号「平成30年度所沢市下水道事業会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○末吉美帆子委員 受託工事収益のマンホール蓋についてちょっとお伺いしたいんですけども、新規事業概要調書の中ではマンホール蓋を活用した有料広告事業は全国で実施している自治体はないということなので、これ全国の自治体で初ということだと思んですけども、この点についてほかの自治体はやってこなかったことに取り組んだということについてご意義について確認をさせていただきたいということと、どんな事業者でもいいのでしょうか、そこについての基準があるのかどうか、お伺いいたします。

○小池経営課主幹 まず、全国で今まで実施してこなかった、その中で当市がやる意義ということでございますけれども、実は本件につきましてはさまざまな形で実は自治体でも取り組んでおります。しかしながら、これを広告とはしてこなかったというのが実情でございます。そのような中で、今出しているというんでしょうか、今回広告の媒体と考えておりますマンホール、デザインマンホールにつきましては日之出水道機器という会社がつくったもので、プリントができる機能がついたマンホールが初めて今回広告としてできるようになると。それまでは鋳型でつくったマンホールだったものですから、なかなか一個一個広告に対応することが難しかった。そのような中で、日之出水道にも先日来からマンホールの注目度が高まるにつれて非常に問い合わせが多くなっているそうなんですけれども、なかなか広告、有料広告につなげるというところまでが出ていないというのが実情だというふうに理解しております。そのような中で所沢はこれを全国に先駆けて有料広告に取り組んでいく、これは非常に所沢としてのステータスというんじゃないですけども位置を上げるといいますし、また本市としても下水道のイメージアップにつながるというふうに考えております。

2点目ですけども、業者選定の基準でございます。ガイドラインを現在整備しておりますので、そのような中で決めていくものと考えておりますが、幾つか例示をさせていただきます。全部で十三、四、制限がかかるかというように考えておりますが、例えば貸金業、サラ金ですね、そういった業者は制限するであったりですとか、違法な医療行為を行うもの、さらには風俗ですね、それからあと、上下水道で言えば上下水道滞納者、こうしたものも対象から外れますし、当然暴力団もだめと。そのような中で一点配慮しなければいけないなというふうに考えていることは、市内の上下水道事業者ですね、例えば宣伝で出ているような大きな事業者さんが入って、そうした中でその宣伝が余りにも大きくなってしまふことで市内

の業者さんのほうにご迷惑をかけるようでは、市としてもこれは本意ではございませんので、そういうところにはきちんと配慮できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○荻野泰男委員　先ほど広告として活用した事例はないというご答弁があったんですけれども、ほかにやっている事例があるかどうかというのはどのように調べられたのかということと、あと、国土交通省には問い合わせされたのか、併せてお聞きします。

○小池経営課主幹　まず、全国ですけれども、最近多いのではないかと思うんですが、デザインマンホールがマンホールカードとして出ておりまして、そのような中から民間の、例えばですけれども有名なところでは例えば広島カープであったりですとか横浜ベイスターズであったりだとか、野球とかスポーツ関係ですね、そうしたところのPRに使っている事例は実際ございます。

しかし、これを民間の事業所に広告を出したというのは、実は石川県のかほく市というところが1つございまして、ただそこは広告事業ではなくて、あくまでも実費負担の協賛金というんでしょうか、協賛金だけを出していただいて設置をしたという事例はございます。当市においてはミュージズでございまして、ミュージズで今回10カ所ほどマンホール設置させていただきましたが、ミュージズは同じような形で受託工事収益という形でありますけれども実費をご負担いただいております。ただ、ミュージズは広告ではございませんので、広告料収入としてはいただかない予定でございまして。

あと、国土交通省への問い合わせですけれども、大変申し訳ございません、こちらについてはしておりません。しかしながら、日本下水道協会という協会がございまして、そちらの顧問弁護士のほうにはきちんと確認をした上で実施をしてございます。

○荻野泰男委員　私もかほく市の事例をちょっと認識していたんで確認したんですけれども、そうするとスキームが若干違うということなのかと思います。

それで、かほく市の事例をちょっと私調べてみましたら、結構景観への配慮というのをされていて、例えば景観条例と調整したりとか、デザインを景観審議会に諮ったりとかもされているんですけれども、その景観への配慮についてはどのようにお考えでしょうか。

○小池経営課主幹　実は私もかほく市のほうには連絡させていただきまして、ヒアリングというのではないですけれども、させていただきました。そのような中で、実はかほく市もこの広告事業に発展をさせていきたかったということを聞いております。そのようなことで、現在、26年度にこの協賛金制度というのを始めているんですけれども、その研究を5年間やった上で次のステップに進みたいというふうに考えていると。ですので、時期を逸すると、もしかしたら向こうのほうが早くなる可能性もございます。しかしながら、現状といたしましてはまだ広告としてはできていないということでもあります。

先ほど議員のほうからご質問のあった景観への配慮ですね、景観への配慮につきましては、

聞いたところでは県の景観条例のほうに引っかかっているということを聞いております。しかしながら、本市の状況につきましては、これ県のほうにも確認してございますけれども、特に問題ないというふうに聞いております。

○城下師子委員 資料の217ページの雨水柵の浸透化事業ということで、今回全体計画では約1,200カ所のうち30年度については120カ所が予定されているということなのですが、この120カ所に絞った理由と、あと、それ以外の計画はどのような形で整備されるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○根岸下水道整備課長 120カ所の根拠なのですが、10年かけて1,200カ所ということを念頭におきまして、1年当たり120カ所を算定しました。今後なのですが、その1,200カ所を10年かけて施工していくという形で考えております。

○城下師子委員 そうすると優先順位としては、例えば何かAランク、Bランク、Cランクじゃないんですけれども、そういう形で担当課の中では優先順位は既にもう決めてあるという理解でよろしいですか。

○根岸下水道整備課長 この選定箇所につきましては、内水ハザードマップで浸水被害のある箇所を優先的に作業を進めていきたいと考えております。

○城下師子委員 そうすると、30年度のこの120カ所というのは一番厳しいところということで、それ以外の部分というのは次年度に対応するというところでよろしいですね。

○根岸下水道整備課長 そのとおりでございます。

○松本明信委員 これはサイズというか、余り効果がどうかなと個人的には思うんですけども、これ毎年これだけかけていくんですが、1,200カ所、今の話、優先順位をつけていくという。これの検証はどんなふうな形で計画していますか。

○根岸下水道整備課長 今回この検証としましては、他市の事例なのですが、数字的には特に出しておりませんが、市民からの情報をもとに、浸水被害の時間が早期になくなったということも伺っておりまして、全国非開削普及協議会より浸透施設の平均的な試算としまして、1基時間当たり約740リットルの雨水が浸透するという数字が出ております。今回、この施工場所の地層によりましてこの浸透能力に差がございますが、ある程度効果があるものと考えております。

○末吉美帆子委員 今の数字なんですけれども、この740リットルというのは現状なんですか。この工事を行うことによって、その前とその後についてどのぐらい変化があるのかということなどを多分今伺いたいというふうに思うんですけれども、もう少し教えていただけますか。

○根岸下水道整備課長 この浸透の能力なのですが、先ほどの740リッターというものが東京都の狛江市のデータでございまして、ある程度所沢市におきましてもこの数値を検証しながら、より近い値が出るのかなと考えております。

- 中村上下水道事業管理者 検証のことですけれども、今課長が説明したのはスペックの話で、あれはあのぐらいの740ぐらいは浸透するだろうということですが、実際の検証につきましては、先ほど話したように、今年の台風、一昨年の台風で浸水被害が多かったところの雨水ますをやりますので、そこの120カ所わかりますので、それは定点ということで、また大雨が降ったときにそれはどのぐらいかの検証はするべきだというふうに思っております。
- 桑島健也委員 48ページの特別利益の有形固定資産売却の車両売却益、これは何を予定していますか。
- 新井経営課長 こちらにつきましては、上下水道局の下水道で使っております車両になりますが、合計で4台を予定しております。
- 桑島健也委員 関連ですけれども、マチごとエコタウンなんで、全部それガソリン車ですよ、売却するのね。それを売却して、かわりに買う車はどこで出てくるかわからないんだけど、どういう車を買うんですかね。
- 吉田下水道維持課長 購入する車は軽自動車1台と、あとクレーン付きのダンプです。軽自動車のほうは買います。あと、軽ダンプを1台買います。こちらガソリン車になります。
- 桑島健也委員 これ、マチごとエコタウンなので、もうちょっとハイブリッドとか買ったほうがいいんじゃないですか。それとも上下水道局は、これはマチごとエコタウンとは関係ないということですかね。
- 吉田下水道維持課長 こちらはクレーン付きのダンプで特殊車両になりますので、軽油のダンプということになります。
- 石本亮三委員 国庫補助金長期前受金戻入3億9,465万9,000円、約7,000万ぐらい前年度からふえているんですけれども、これふえた理由は。
- 新井経営課長 こちらの長期前受金戻入につきましては、過去に取得をいたしました資産の減価償却費に見合う分が入っているものでございます。多くのものを毎年いろいろ取得しております。その関係で、こちらにつきましては財源が補助金になっているものということでございますので、ふえるものとか減るものとかいろいろあるような状況ではございます。
- 石本亮三委員 ことしは何がふえて、何が減って、それで7,000万ぐらい戻ってくるのか、ふえたんですか。
- 新井経営課長 こちらにつきましては、今回コンポストセンターの譲渡等も伴いましていろいろ資産の動きがございました。その関係でちょっと大きな動きが出ているという部分がございます。
- 城下師子委員 30の負担金の砂川堀の雨水幹線維持管理負担金、ここになるかと思うんですけれども、100年安心プランの協議会やっていますよね、所沢市も関係市との協議会。30

年度はどういうことが協議対象になるのかということが1つと、あと、東川については、あそこの調整の部分について県からの権限移譲の話が多分出ていたと思うんですね、大雨のときの対応についての部分で、県のほうからあそこの部分の管理については権限移譲できないかという話があったと思うんですが、その辺がどうなっているのかということも含めてお示しいただきたいと思います。

○根岸下水道整備課長　今回、河川下水道事業調整協議会の関係なんですけど、平成30年度におきましてはこれまで3回ほど会議を行ってきまして、その辺の内容を平成30年度においては連携する施策を公表するような形で考えております。

続いて、東川の関係なんでございますが、県との連携施策としまして地下河川の効果促進対策の検討などを県のほうと今検討は進めております。

○城下師子委員　そうしますと、まだ東川の地下河川の管理については、まだ具体的にじゃこれからだという理解でよろしいんですかね。

○根岸下水道整備課長　この維持管理につきましては県のほうで管理しておりますので、その辺のソフト対策関係等は市と連携しまして行っていく予定でございます。

○城下師子委員　河川調整協議会のことなんですけど、連携する施策の公表を検討するというところで、具体的にどういう事業をやっていこうというところまでの話はもう既に出ているんですか。もし出ていけば、その内容についてもお聞きしたいと思います。

○根岸下水道整備課長　東川流域関係ですと、ソフト対策としまして土のうステーションの整備、これは市のほうで行う予定でございます。あと、監視カメラの映像を市民に公開ということで、これは県と市の連携の施策になります。ハード対策としましては、道路排水の流出抑制の対策の実施ということで、市のほうで対応を考えております。あと、先ほど申しましたが、地下河川の効果促進対策の検討は、県のほうで行う予定でございます。

○桑島健也委員　ここに既設雨水浸透柵浸透化修繕ということで、先ほどもちょっと議論あったんですが、ここの3,000万、すごいですね。それで、今も議論あったんですけども、先日建設環境常任委員会でも新しい宅地開発のところを見てきて、そこも雨水の雨水ますと浸透ますとあるんですけども、計画雨水が時間当たり56mL/hですよ、今、雨水は。違いますか、まず確認ですけど。

○根岸下水道整備課長　時間当たり54ミリになっております。

○桑島健也委員　ただ、現実に、いわゆるいろいろと洪水というか内水氾濫とか起きているところって、時間当たり60から70ぐらい降るわけですよ。それで、そこの敷地を見てもわかるとおり、わかるとおりって見てないからわからないと思いますけれども、基本的に54を超えてしまうとあふれた水が、いわゆる道路がちょうどうまいぐあいに水を導水して流れるような形状になっているんですね。これ道路の人に、大丈夫なの、これどうなっているの雨

水ます、これいいのと言ったら、いや、それは下水道がやることですからと言われたんですよ。道路としては関係ありませんと言うんだけど、でも基本的にやっぱり54で設計することは、もうちょっと限界があるんじゃないかなと思うんで、やっぱり新規については70を前提としないと。土地の形状にもよりますけれども、そこは確実に54を超えた段階であふれた水が、道路が浸水しませんから、ずっと水道となって、ちょうど坂道、丘陵部に宅地開発があって、その坂道の先のところの家に確実にたまるのがもう予見できるんだけど、何ともしようがないわけですよ。小手指の。やっぱり山口でもそうですけれども、もう基準54でやっている限りは、幾ら雨水・浸透ますをつくるといってももうきりがないので、そもそも雨水の処理能力を70に、幾ら国が言ったって、やっぱり危険地域は70という規格をつくっていかないと、これ浸透ますをつくることよりもそっちのほうが重要だと思うんですけども、いかがですか。

○根岸下水道整備課長 先ほどの降雨の最大が上がっているということなんですが、雨水の整備としまして放流先であります河川の十分な流量が確保できていないため、河川に新たな雨水管を接続することが非常に困難な状況でございます。このようなことから、浸水被害を早期解消するために、今回設立しました河川下水道事業調整協議会を設立していますので、その中で県と連携しまして河川の早期改修、そういうものを要望していくような形になっております。

○桑島健也委員 とにかく河川改修を待っているのは、百年河清を待つがごとしという言葉もありますけれども間に合わないんで、やっぱり雨水側から建設抑制、特に条件によっては建設抑制の話もしていかないと、結局7億も8億もまた金かかっちゃって全然見合わない話になっているので、土地の形状とか内水氾濫の状況とかによっては、やっぱりもう開発のほうにフィードバックして雨水側からちゃんと物言っていってもらわないと、多分これ大変なことにことしの夏もなると思うんですよ。ちょっとその辺、少し河川だけの問題ではなくて開発の問題も出てくるので、多分見た感じ、確実に70を超えたときに処理能力がないので、その周辺のところはやられるけれども、誰も法律を破ってない状態でありながら水が出るという状態、僕らもわかっていても手の出しようがないということなので、雨水総合対策の中にやっぱり建設抑制も少し雨水側からちゃんと言っていったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○根岸下水道整備課長 雨水抑制の関係は、開発の業者には雨水抑制ということで指導はしておりますので、その辺でまた開発業者のほうには十分こういう対策を行ってくださいということをお勧めしていきたいと思っております。

○石本亮三委員 業者に言うのはわかるんだけど、要するに市内の、この間も道路の人が、これは下水だと、うちら関係ないと言い切るわけよ。その市内の連携というのは現在ど

うなっているんですか。

○根岸下水道整備課長 関連部署とはいろいろ雨水の対策に関しまして協議は行っているんですが、なかなかキャパシティを上げるというのが非常に難しいものですから、今後よりよい方向で解決していきたいと考えております。

○粕谷不二夫委員 関連なんですけれども、1つ確認したいんですけれども、私が知っている知識だと随分昔の話なんですけれども、例えば規格外の、要するに基準を超える場合の設置だとかの工事についての財源というのはどうなっているんですか。例えば国庫補助なんかの場合に基準は例えば口径500ですよといった場合に、例えば700やった場合には補助がつかないとか、何かそういうふうなこともちらっと聞いたような記憶があるんですけれども、その辺は今はどうなっているんですか。

○根岸下水道整備課長 本来、認可上の口径より大きいものを入れますと、それは単独費のほうで賄うような形になります。

○中村上下水道事業管理者 また補足ということで。

今のお話しでいろいろ聞いていると、今国も県も市もそうですけれども1時間当たり54ミリというのが標準になっているんですよ。ですから、今の指導であるとか規制というのは54ミリを中心にやっていますので、先ほどいろいろお話し出ているのは、今は70ミリとかそういうゲリラ豪雨とか、そういうときに対応はどうするんだということがありますので、これは対処療法的に今回雨水浸透柵ということでやりますけれども、やはりこの54ミリというのが今の時代に標準なのかどうかというのは、改めてこれ大きなところで議論しながらやっていかなければなかなか解決しないんだろということがありますので、これは県との協議会等もありますので、そういった中でお話しをしながら、その辺の基準を今後どうするかということも含めて大きな視点でのお話しをしていかないとなかなか解決しないんで、これちょっと時間がかかると思いますが、課題等は認識はしております。

○亀山恭子委員 確認ですけれども、内水ハザードマップを活用して選定していくということなんですが、10年間やっていくという事業の中で、これ計画みたいなものはしっかりつくっていくのか。それとも年度、年度で改めてという形になってくるんでしょうか。もちろん検証をするということも必要だと思うんですけれども、その点をお伺いします。

○根岸下水道整備課長 ある程度内水ハザードマップを参考にしまして、より被害の多いところから進めていきますので、その辺の順序は計画的にはつくっていききたいと考えております。

○城下師子委員 上下水道運営審議会委員報酬でお聞きしたいんですが、30年度はどういったことを協議する予定なんですか。

○吉田下水道維持課長 こちらの審議会の内容なんですけれども、平成32年度から5年間の

予定で、こちら第4期市街化調整区域下水道整備事業を実施するに当たりまして所沢都市計画下水道事業受益者負担に関する単位負担金額を設定するため、審議会にかけるものです。

○城下師子委員　今回メンバーは変わるんですか、そうすると。それとあと、回数もちょっと教えていただけますか。

○吉田下水道維持課長　今年度29年度行ったメンバーとは変わります。審議会は何回行う予定かということですのでけれども、大体7月ごろから計4回を計画しております。

○城下師子委員　29の補償金ですか、下水道工事に係る補償金、これの内訳をまず教えていただけますか、どういうものなのかも含めて。

○根岸下水道整備課長　この内訳としまして、下水道工事に支障となります地下埋設物及び電柱等の移設費用でございまして、その費用をここに計上しております。

○城下師子委員　並木雨水1号幹線の関連もここでよろしいんですかね、ちょっと確認したいと思います。

○吉田下水道維持課長　並木雨水1号関連の補償費についても、こちらに入っております。

○城下師子委員　その内訳を、まず教えていただけますか。

○吉田下水道維持課長　平成30年度は、こちら区分地条件の設定とかなどを行うための補償額で4,286万3,275円を計上しております。

○城下師子委員　ちょっと並木雨水幹線の部分の改修工事というのは、多分数年に分けてやっていたと思うんですが、その総合計の費用と、あと、こういった補償金とかについては何らかの補助金とかというのはないんでしょうか、全て市単になるのかどうなのかだけ確認したいと思います。

○吉田下水道維持課長　並木雨水1号幹線につきましては、昭和32年に埋設された下水管で築造後60年近くたっているものですから、平成21年度から更生工事を行ってまいりました。平成29年度までの工事の概算なんですけれども、8億2,379万1,000円かかっております。補償費につきましては、補助金は使わない形になっております。

○城下師子委員　全体として工事費に対する国の補助というのものもあるんですか、ちょっとそこは確認したいと思います。

○吉田下水道維持課長　こちら並木雨水1号幹線につきましては、一部民地の下を通っている管でございまして。そうしたことから、これまで県とも補助金の対象になるかということで協議は行ってきたんですけれども、県のほうとしてもそういった権利関係のほうを確定させないと補助金のほうが出せないということで回答いただいておりますので、単独費のほうで工事のほうは行います。

○桑島健也委員　委託料18と、それから既設工事費の80の緑町中央公園の地下の耐震化ということでございますけれども、先日センター長に聞いて、あそこ使えなくなるよと言ったら、

そんな話聞いていると言ったら全く聞いていないという話があったんですけども、これま
ず工事の時期というのはいつごろになりそうか。それから、どれぐらいのスケールで閉鎖状
態、使えない状態があるのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

○根岸下水道整備課長 工事の時期でございますが、平成31年度から予定しております。そ
れで、閉鎖のスペースなんですけど、これから詳細設計等を行いますので、その作業範囲につ
きましても極力開放できるような形で設計のほうを進めたいと考えております。

○桑島健也委員 一応31年ということですから、それなりに地元とも話し合っていたいて、
期間等もいろいろと検討していただけるということですのでよろしいですね。

○根岸下水道整備課長 そのとおりでございます。

○末吉美帆子委員 同じところでちょっと伺いをしたいんですけども、重要な幹線や緊急
輸送道路等に埋設されている下水道施設を対象に管渠やマンホール等の耐震化を進めるとい
うことなんですけれども、こういった耐震化とかそれから老朽化に対応してさまざまな交換
をしていかなければいけないというふうに思うんですけども、その際、例えば埋設されて
いるインフラで言えば、さまざまな道路の下にはいろんな管が一緒に入っていますよね、ガ
スとか電気とか電話とか。ああいったことをそれぞれに掘り返しているのは無駄ではないか
というご意見がよくあるんですけども、そういったほかとの連携ということ、調整とか連
携とかということ、工事の連携というのはされているのでしょうか、お伺いします。

○吉田下水道維持課長 老朽化対策なんですけれども、確かに今、旧町地区なんかにも古い
管がいっぱい入ってしまっていて、そちらなんかも更生工事なんかを行わなければならないん
ですけども、そうした際、今は技術的に一度掘り起こさなくとも下水道管の内面のほうを新た
に塩ビ材なんかで巻くような、そういった工事を行うようにしまして、新たに掘り起こさな
いような形の老朽化対策を行っております。

○末吉美帆子委員 じゃ、確認ですけども、今後については掘り起こす工事は余らないと
いう確認なんですか。

○吉田下水道維持課長 ただ、中には下水道管がもう老朽化してたるんでいるですとか、途
中で折れているほどじゃないんですけどもたるんでたまっているとか、そういうところが
あった場合にはやはり掘って直さなければならないんで、そういうときにはやはりほかのイ
ンフラのところの関係部署と協議しながら工事を進めてまいるような形になります。

○桑島健也委員 特殊勤務手当は、今どんな感じですかね。

○高橋総務課長 下水につきましても水道と同じように事故等があった場合、災害対応現場
作業手当、それと災害対策業務手当がございます。それ以外は特殊車両等運転手当がござい
まして、水道よりも種類のほうは少なくなっております。

○城下師子委員 お聞きしたいんですけども、まず、29年度の経費回収率がどれぐらいだったの

かということと、あと、30年はどれぐらいを見込んでいるのか、お願いします。

○新井経営課長 29年度につきましてもまだ決算が終わっていませんので正確なところはない状況でございますけれども、実際に使用料の設定から申し上げまして80%前後になるのではないかと考えております。30年度につきましては、こちら全て使用料と回収が、今回予算化しております使用料について回収ができたという前提でございますけれども、97%ぐらいになるかと考えております。

○城下師子委員 収入の部分で、たしか新年度については下水道料金の料金改定、引き上げがあったと思うんですが、その辺の増収はどれぐらい反映されているんでしょうか、額でお示しいただきたいと思います。

○新井経営課長 どの段階のと比較すればいいのかというところがございましてけれども、29年度の予算計上額から比較をいたしますと、5億7,000万円ぐらいの増ということになっております。12月の定例市議会のほうで議案資料としてお出しをさせていただいたその資料をもとにいきますと、30年度について使用料を改定しなかった場合と比較した額といたしますと、5億6,000万円ぐらいということでございます。

○城下師子委員 そうしますと、その分が約5億7,000万が料金改定によって30年度の予算の収入の部分では反映されているということによろしいですね。

○新井経営課長 そのとおりでございます。

○城下師子委員 一般会計からの繰り入れも補助金という扱いになるんですけど、あれは、そうすると、ここで聞いてもいいんですかね、全体で聞いたほうがいい。

○新井経営課長 補助金でございます。ページでいきますと、多分実施計画の中にございますけれども。

○桑島健也委員 平成29年度のまず実績として、供用開始区域内の接続率ですね、それで、この30年度でその接続率が何%ぐらい上がるということで見えらっしゃるのか、お聞きします。

○守谷窓口サービス課長 平成29年12月末現在でございますけれども、下水道の接続率、水洗化率で申し上げますと98.3%でございます。30年度につきましては、ほぼ横ばいで98.3から98.4ぐらいで推移するのではないかと予想しております。

○城下師子委員 じゃ、ここで尋ねいたします。一般会計からの繰り入れの平成27、28、29を、まずお示しいただきたいと思います。

○新井経営課長 これは負担金等も含めて全ての額ということでしょうか。それとも補助金だけということでしょうか。

○城下師子委員 補助金だけですよね、いつも。企業会計になって減ったじゃないですか。それは補助金の扱いでしたか。

○新井経営課長 赤字の分につきましては、補助金でございます。じゃ、補助金の額につきまして申し上げます。

27年度の決算の額でございますけれども、27年度につきましては約5億7,900万円、28年度につきましては1億4,000万円、29年度、これはまだ予算でございますけれども、赤字が見込まれますのでこれ全額いただくことになるかと思ひます、2億2,400万円。今回が、1億1,700万円ということでございます。

○桑島健也委員 この予算の中には合流幹線の改良というのは入っているんですかね。つまり、合流を分流にする工事というのは入っていますかね。

○根岸下水道整備課長 合流改善の関係の費用は入っておりません。

○桑島健也委員 やっぱり大きな方向性として、私はずっと調整区域の下水道整備は反対の立場なんですけれども、やっぱりそれも大事なんだけど、やっぱり雨水、汚水の完全分流というのが、やっぱり一つの目指すべき姿だと思うんですよね。費用的にもわからなくなるわけですよ、合流があると、負担金だって、ごちゃ混ぜにしちゃうわけでしょう。それで案分でこれぐらいかなとって雨水分を、汚水と雨水混ぜてくるわけで。

それから、当然、合流式は豪雨が降った場合に処理をせずにそのまま放水しますよね。それによっていわゆる東京湾にオイルボールができるという説もあるぐらいですし、原則はやっぱり雨水、汚水をやっぱり分流ということもちゃんと手当てをしていくということがマチごとエコタウンの観点からも重要だと思うし、少しでもやっぱり、耐震とかのこともあるんだけど特に古いところに関してはやっぱり雨水と汚水の分流をもう少し検討されるという方向性は、30年度は考えないんですかね。

○根岸下水道整備課長 この合流部分の分流化につきましては、ある程度道も狭いということもございまして管をもう一本入れるというのが非常に難しい状況でございますので、今のところその検討は行わないで進めていきたいと思っております。

○城下師子委員 下水道事業会計から水道のほうに賃料払っていますよね。多分それは毎回いろんなところで指摘されていると思うんですけれども、その辺の見直しというのは、この間もいろいろ出させていただいているんですが、どのように検討して、30年度はどういう形で対応しようと考えていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○高橋総務課長 お尋ねの件は会計間負担金のお話しかと存じますけれども、庁舎の使用料の算定に当たりまして、30年度につきましては29年度から引き続き、下水道事業で使用している面積割合という形で計算をし直すことによりまして従前よりも下水道会計が負担する金額を圧縮する方法で対応していきたいと考えております。

○城下師子委員 そうすると、少し改善したということになりますか。金額的には、圧縮だから安くなるということですね。

○高橋総務課長 予算計上した金額は、例えばですけれども、庁舎全体の老朽化も進んでおりますことから修繕費などですね、そういったものの総額を分けていくわけなので、数字的には若干ですけれどもアップしましたが、計算の方法としますと、割合がたしか28年度までが決算上0.42の割合を下水に求めていたところを、本年度は0.34の割合で負担を求めるということで、率とすると随分下がっているのではないかというふうにこちらでは考えております。

○桑島健也委員 今施設の話が出たので、施設庁舎の有効活用という点で言いますと、料金の收受業務を民間委託した関係で1階が意外とスペースが比較的ありますよね、広がっている印象があるんです。それで、ちょっと一般質問的になっちゃうんだけど許してね。あそこ、ギャラリーにしてほしいですね。結局ギャラリー需要ってすごく多くて、あそこ駐車場もあって、まちの中心部で、いろんな人が来られると思うんですね。やっぱり有効活用という点でいっても、そもそも水道庁舎をつくる時に地域に会議室を開放するという約束で、全然開放してないじゃないですか。ですから、その辺もちょっと有効活用をお願いするというので、検討いかがですか。

○高橋総務課長 まず、庁舎の状況を申し上げますと、25年に下水道を統合しまして職員数が一気にちょっとふえたという状況がございます。それと、27年に包括委託ありまして、職員は一旦減りましたものの、それを上回る委託業者が1階のところに入ってありまして、今1階の職員らからは大変狭いので何とかしてほしいという声をいただいているというところがございます。

あと、その他の会議室などにつきましても市長部局の会議などにお貸しするなどの形で活用を今図っておりますので、状況はそのような状況でございますので、なかなかギャラリー等は検討したくても難しいのが状況でございます。

○玉川上下水道局長 実は1階のロビーというのも上下水道庁舎にはあるんですけれども、実は去年の夏ですけれども、ここを一般開放しまして、目の前に根岸公園という公園があるんですね、そこに子どもたち、幼稚園児がたくさん遊んでいて、汗だくになって遊んでいると。私たちは売り物の水があるということで、ロビーを開放し、少しでも涼がとれるように、汗だくになったときにちょっとお休みしていただけるようにということで、そこを開放し、冷水器を設置して水を飲んでいただくというようなこともやりました。ところが、まだまだPRの仕方が下手くそでご利用が余りない状況なんですけれども、もう少しPRをしながらそういう活用もしていきたいというふうに思っています。

また、7月には庁舎のロビーでもやっているように、笹の葉を真ん中に同じように飾りまして、あれは泉町の保育園に来ていただいて七夕飾りなんていうのも子どもたちにやっていただいたというのもあるんで、いずれにしてもそんなことでギャラリーとしてもぜひご活用

いただければなあなんて、つまり地元に着したそういう施設になっていけばなあなんていうのも考えておりますので、そんな方向も考えていきたいというふうに思います。

○荻野泰男委員 昨年が水道通水80周年ということで施設の見学会などもされたかと思うんですけれども、30年度、水道、下水含めて、何か施設の見学会等の計画はございますでしょうか。

○新井経営課長 委員が言っていただきましたとおり、水道会計につきましては80周年を迎えまして、29年度、機構改革も実施をしながら上下水道がやっている事業であるとか、存在そのものにつきましてもPRをしてきたところでございます。お子さまたちにもご参加をいただきながら、いろんなことをしてまいったところでございます。これを契機に、何らかの方法で引き続きPR活動についてはしていかなければいけないかなということ考えております。一つには収益化をこれから図りながら、さらに公営企業としての位置づけを明確にしていきたいなんて部分もありますので、それらも含めて広い意味でいろんなイベントにも参加できたらいいなというふうに考えております。

○近藤哲男委員長 以上で質疑を終結いたします。
意見を求めます。

○城下師子委員 議案第21号「所沢市下水道事業会計予算」に意見申し上げます。日本共産党市議団を代表して、反対の意見を申し上げます。

詳細は討論で述べますけれども、残念ながら今回の予算には下水道料金の一般家庭が占める排水量20立方以下の世帯に負担を強いる引き上げが反映されておりますので、認められないということです。

○大石健一委員 自由民主党・無所属の会を代表いたしまして意見を申し上げます。

議案第21号「所沢市下水道事業会計予算」に意見を申し上げます。

使用料等の改定につきましては、下水道事業が永続的に経営していくために必要なことであり、未来に向かって責任を持つために賛成といたします。

なお、雨水枡浸透化事業につきましては、予算が認められた後、新年度でゲリラ豪雨が起きるような前の時期に早急に、例えば台風9号被害がありました東川周辺地域などを重点的に工事をしていただきますよう努めていただきますように申し添えます。

また、マンホールの蓋広告料収入につきましては、日本全国に先駆けて行う事業ということとは高く評価をし、賛成するものでございます。

○近藤哲男委員長 以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時21分)

再 開 (午前10時30分)

○近藤哲男委員長 再開いたします。

○議案第15号 平成30年度所沢市都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計予算

○近藤哲男委員長 これより議案第15号「平成30年度所沢市都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○城下師子委員 30年度の、この区画整理の特別会計予算の中で、毎回これ、多分聞かれていると思うんですけども、大型地権者のことと併せて小規模宅地の地権者もいらっしゃいますよね。その辺のところで、いろいろ努力をされていると思うんですが、30年度の見込みと、新たな提案とかも含めて、もし、現在検討されている内容がございましたら、お示しいただきたいと思います。

○新井狭山ヶ丘区画整理事務所長 29年3月に、大型地権者2名に仮換地指定を実施いたしました。それを受けまして小宅地の地権者、所沢市も含めてなんですが、約44名ほどの小規模宅地の地権者が仮換地指定ございませんので、それを受けまして、平成29年度には交渉を行いました結果、3名の地権者の方に仮換地指定を実施してございます。そうしたことから、今年度につきましても、引き続き、交渉を重ねて仮換地指定を実施していきたいというふうを考えております。

○城下師子委員 今、小規模については44名の方が換地未定だということで、そのうちの3名が換地指定されたというご説明ですよ、今の説明ですと。

○新井狭山ヶ丘区画整理事務所長 平成29年度に3名の方の仮換地指定を行いまして、その後の未指定者が、所沢市を含めて44名ということでございます。

○城下師子委員 昨年は、小規模宅地の地権者としては27区画42名がまだ未指定だとおっしゃっていたんですが、今、聞くと44名になって2名ふえたんですか、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

○新井狭山ヶ丘区画整理事務所長 使用权移転ですとか、そういった地権者の入れかわりによって人数が増減しますので、その結果、29年12月31日現在で、所沢市を含めて44名の方の仮換地指定が実施されていないところでございます。

○城下師子委員 30年の方向は言いましたか、さっき。

○新井狭山ヶ丘区画整理事務所長 29年度も3名の方に仮換地指定を実施させていただきましたので、引き続き交渉を重ねて仮換地指定のほうの実績を伸ばしていきたいというふうを考えています。

○近藤哲男委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、議案第15号は、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

**○議案第16号 平成30年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地
区画整理特別会計予算**

○近藤哲男委員長 次に、議案第16号「平成30年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○石本亮三委員 すみません、この間、うちの会派の赤川議員がここの西口、質疑させていただいていたんですが、その際のときの答弁で、国庫補助金ということで、要するに今後の見込みでございまして、近年の状況といたしましては、東日本大震災の復興事業やオリンピック関連事業など、国全体を取り巻く環境を勘案いたしますと、要望額どおり交付されるのは難しい状況にあるものと考えておりますということで、森田さんがご答弁されたんですが、今年度もこうやって見込んでいるですけれども、現実、去年は半分になっちゃったじゃないですか。ことしも半分ぐらいになる可能性は、まず、交付時期はいつごろ決まるんですか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 補助金の交付ですけれども、3月末に内示が決定されるというようなことで、毎年行われております。

○石本亮三委員 そうすると、3月末というと、あと10日ぐらい、今月末ということではないんですよね。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 国のほうが発表するのはそのぐらいの時期で、実際に県を通して市のほうに出てくるのが、4月上旬というような形にはなります。

○石本亮三委員 そうすると、去年は要するに半分になったわけですけれども、この間、3月の先議で補正されたじゃないですか、そうすると、4月ぐらいに出てくるんだったら、早ければ6月、遅くても9月ぐらいに補正予算が出てきてもよかったのかなというのを、実は赤川議員なんかともこの間話していたんですが、その辺の補正の出し方とか、これはどういう経緯で、この間、3月まで待っていたのかお示しいただけますでしょうか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 補正の時期につきましては、内示は4月中に出るという形にはなるんですけれども、その後、補正等もございまして、最大限国の補助金を入れるために、補正を待っているというようなことを毎年させていただいております。その中で、大体時期が固まるのが暮れになりますので、3月議会のほうでお願いしているというところがございます。

○城下師子委員 保留地処分金なんですけど、今回862㎡予定しているということで、単価については34万7,200円平均、これで見込んでいるということなんですけれども、審議でも、見込みの単価よりも場所的に安い、いわゆる価格が比較的低いところを前回に行ったという

ことで、今回の新年度予算の862㎡については、この平均を下回るということは、まずないというふうに見ているんですか、それを確認したいと思います。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 30年度予算の保留地処分金の価格につきましては、事業計画に計上しております34万7,200円ということでさせていただいております。実際に処分する場所につきましては、今年度とは違って、少し駅よりですとか交付金の道路に面しているところになりますので、それよりは上がるというふうには思っておりますけれども、34万7,200円になるかどうかというのは、実際にちょっと鑑定評価をしてみないと、具体的に幾らになるというのはちょっと今の時点ではお答えできません。

○城下師子委員 鑑定評価してみないとわからないということでは、その時期というのは、大体いつごろになるんですか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 保留地の処分につきましては、道路整備ですとか宅地の移動等を行って宅地が整備できた段階になりますので、現段階におきましては、秋口ぐらいを予定させていただいております。

○大石健一委員 平成30年度の仕事の関係ですけれども、仕事の内容ですけれども、西武鉄道株式会社さん、住友商事さんが、この区画整理内のC街区で広域型商業施設、いわゆるショッピングモールを整備するというふうに表示されておりますけれども、いまだ、住居地域から商業地域等への用途地域等の変更はされておられません。このペDESTリアンデッキが一般会計予算のほうにも絡んできていますけれども、その接続をされるようになってきていますけれども、ペDESTリアンデッキをつなぐためにも、もう少し公共性を出していったほうがいいんじゃないかと。もちろんそちらのほうは、西武鉄道さんや住友商事さんにも、負担をしていただかなければいけないというふうには考えていますけれども、もう少し公共性を出していくべきだと思うので、その点を交渉しながら、用途地域等の変更につきまして協議をすべきだというふうに思うのですが、担当者のご所見をお願いいたします。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 今、議員ご質問のございました用途地域の変更につきましては、現時点におきまして、商業地域のほうに変更していくべく調整をさせていただいているところでございます。それと併せて、今議員ご質問のございました公共的なものということで、そういった公共公権的な施設に関しても、西武鉄道等と協議のほうはさせていただいているところでございます。

○城下師子委員 以前、この商業施設については、床面積が4万5,000㎡というような話が出ていたと思うんですが、その内容等については、まだ、この住友商事と西武さんのほうからは、市のほうには示されていないんですか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 商業の施設、具体的な施設というところでは示されてはいないんですけれども、以前からお話しさせていただいております複合型商業施設をやっ

ていきますということで、現在その内容を、開発事業者として検討している段階ということで聞いております。それも早い段階でそういったものがまとまれば、市のほうに提示をしていただくよう、お話をさせていただいているところでございます。

○城下師子委員 用途地域の変更の話が出ておりましたけれども、そうすると、平成30年度には、何かそういった動きで都計審のほうにも出てくるのかどうなのか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 都市計画審議会のほうが、具体的に30年度にやられるかどうかというのは、まだ確定はしていないんですけれども、用途地域の変更をしていくことで、商業者のほうが実際の開発を進めていけるというようなことになりますので、用途地域の変更のほうは、なるべく早い段階でしていきたいというふうには考えております。

○粕谷不二夫委員 西口の再開発なんですけれども、いろいろと市としても投資をしていくわけなんですけれども、この辺の、完成した暁の市の財源というんですか、市税とか、その辺の影響をどういうふうにご考えていますか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 今回、所沢駅西口につきましては、一体的施行ということで行っておりまして、その中で、今後、実際に先ほどの用途地域の変更等をさせていただく中では税収増を予定しておりまして、一応、西武鉄道の開発事業が完了したことを想定しますと、都市計画税として、年間約5億円の税収増を見込んでいるところでございます。

○城下師子委員 複合型施設のことでも先ほど答弁ありましたけれども、交通渋滞の対応策ということで、この間、議会からもいろいろ問題提起されていたんですが、その辺の対応方については、30年度はどういったことで協議を進めていくんでしょうか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 議員ご指摘のとおり、交通渋滞につきましては、非常に今後懸念される場所ではございますので、開発事業者から実際にどういった交通シミュレーション、どういったところの交差点に負荷がかかるんですとか、そういったところの情報の提供を受けながら、実際に行政のほうでどのような交通渋滞の処理ができるかというのを、全庁挙げて検討していきたいというふうにご考えております。

○森田所沢駅西口まちづくり担当理事 先ほど、粕谷委員のほうからご質問ありました税収の部分なんですけど、先ほど所長のほうから、都市計画税でというお話だけだったんですが、都市計画税と固定資産税合わせまして、年間約5億円というふうになってございますので、よろしく訂正のほうをお願いしたいと思います。

○粕谷不二夫委員 今、言った固定資産税のみ、ほかの試算というか、その辺は考えていないですか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 固定資産税以外に都市計画税と、それから市民税も増加が予定されておりまして、市民税のほうは年間約4,400万円の増を見込んでおります。

○近藤哲男委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、議案第16号は、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時48分）

再 開（午前10時50分）

○近藤哲男委員長 再開いたします。

○議案第14号 平成30年度所沢市交通災害共済特別会計予算

○近藤哲男委員長 これより議案第14号「平成30年度所沢市交通災害共済特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○石本亮三委員 すみません、ちょっと確認をさせてください。一番上の共済会費収入ですけれども、この27、28、29の実績、まずちょっとお示しいただけますか。

○田中交通安全課長 交通災害共済の会費収入でございますが、28年度が3,112万7,550円、27年度が3,231万450円、26年度が3,345万9,450円でございます。

○石本亮三委員 そうなんですよ。例年どんどん減ってきて、今回先議で830万円さらに減らして、3,000万切って2,900万円台に落ちたんです。ところが、予算書をぱっと見た瞬間に、前年度とほぼ同じ数字を出しているから、ああ、こんな感じかなと思うけれども、こういう予算の出し方は、ほかの部署は余りやっていないと思うんです。よく実態に即して出してくるという話なんです。交通安全課はこういうふうなやり方なのか、場合によっては市民部の伝統なのかわかりませんか、これ、どうですか、鈴木部長、ファイナルアンサーになるかもしれないので。この辺の予算の出し方については、部長はこういうふうな見解でこれを出してきたのか、伺いたいんですけれども。

○鈴木市民部長 毎年の、一応そういう加入率の低減ということがございますが、全体としまして、やはり現行ございますような、単年度の中での予算の置き方というのが伝統的にございますということの中で、ご説明の中で年度の報告をさしあげながら、継続させていただいたという実態ではございます。また、何かわかりやすい形があれば、そこは少し改善を進めていきたいというふうには思っております。

○石本亮三委員 担当の課長でいいんですけれども、普通の部署は、過去3年の平均とかそういうふうな出し方、よく福祉とかでも出てくるわけです。それに伴って補正が出てきたりするわけですけれども、要するに過去、例えば、26、27、少なくとも28年度の数字はわかっている、3,345万、3,231万、3,112万、もうこれ、平均とっても3,200万ぐらいですけれども、やっぱり出し方というのが、予算の見せ方というんですか、非常に今回、ほかのところでも過大な見積もりとかがあったんですけれども、そういうことでいくと、今後こういう平均値とっていくことに対してどうですか、課長。

○田中交通安全課長 今、部長のほうにご答弁申し上げましたとおり、いわゆる歳入と歳出が、特別会計は一緒にまずならなくちゃいけない状態がございまして、それで繰越金が例年ふえているところはございます。本来ですと、繰越金というところに入れればいいんでござ

いましょうけれども、うちとしては、伝統的に今まで繰越金は1,000円という、あくまでも窓口をつくっておきまして、それで左右のバランスを見ていて、ずっと昭和42年度からこの形で統計をとっておりますので、そんな形で、それで3月で最終的に実態に合わせて、皆様に補正をお認めいただくようなスタイルをずっととっているものでございますから、現在のところは、このまま進めていくのが、という考えを担当課では持っております。

○末吉美帆子委員　すみません、今回、埼玉県の方で自転車の保険義務加入という話が出て、市民の方からもこの共済のほうとの関係についてちょっとご質問があったんですけども、これ、影響受けるんでしょうか、ちょっとご説明いただけますか。

○田中交通安全課長　まず、ご承知のとおり、埼玉県の自転車条例の改正、こちらの周知をして、これは、うちの交通災害共済を、いつも自治会のほうに回覧でお願いしているんですが、それと同じようなタイミングで、同じく周知のほうをさせていただきました。そうした結果、この2月当初に埼玉県の方からまず問い合わせがあつて、なんか随分、所沢市のほうから県に対して、周知の問い合わせが多いんだけど何かしましたかということで、そういうような形で回覧板を回しましたということで、ありがとうございますみたいなことで返事をいただいております、こちらのほう、やはり私どものほうにもいろいろと問い合わせがございます。その中で、今後も、こちらはあくまでも事故を起こしたとき、自分に対する見舞金だということを強調しております、それ自体も知らなかったという方が結構いらっしゃるやいまして、かえって今回、これが4月1日から条例が義務化になるということが、かえってうちのほうの交通災害共済をPRするきっかけにもなったかなと思っております、ですから、これ、暫くちょっと様子を見させていただきながら、今後はこういうふうな形のものを、やはりまずは周知はしていかななくてはいけないと思うので、相乗効果になればいいかなと思っているところを考えているところでございます。

○末吉美帆子委員　ちょっと確認させていただいていいですか。交通災害共済に入ると、この義務化に該当するということでもいいんですか、どうなんですか。

○田中交通安全課長　それについては、県のほうの条例に対する義務化には対応しておりません。あくまでも見舞金という制度でございます。

○末吉美帆子委員　そうなんです。それで、聞かれたんですけども、そうしますと、こちらの義務化のほうの保険にも入らなきゃいけない、交通災害共済も今まで入っていたとすれば、両方入らなきゃいけないということで、そういう方が、変な言い方ですが、離れていってしまうんじゃないのかなというのが、先ほどの質問の意味なんですけれども。

○田中交通安全課長　確かにご負担のほうはふえるとは思いますが、やはりそれぞれ趣旨が違ひまして、高齢者の方、安価でいわゆる600円で1年間保証して、もし自転車で自損事故があったときには何万円かの保証がある、これはこれで意義があることでございまして、

また自転車のほうも相手にぶつけると高額な補償が必要になるということで、やはり、これはこれで必要だということで、あとはもう市民の方にそれぞれでご判断いただくと、考えているところでございます。

○近藤哲男委員長　以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認め、議案第14号は、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休　　憩（午前10時59分）

再　　開（午前11時1分）

○近藤哲男委員長　再開いたします。

○議案第17号 平成30年度所沢市国民健康保険特別会計予算

○近藤哲男委員長 これより議案第17号「平成30年度所沢市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○城下師子委員 91の13委託料のコード64税系システム改修委託料で、資料は205ページですか、205ページの改定概要のところ、現役並み所得区分の被保険者の所得に応じて限度額の引き上げということと、一般区分の部分についても、外来診療に係る上限額を引き上げることであるんですが、現在、幾らが幾らになるのか、それをお示しいただきたいと思います。

○森田国民健康保険課長 今現在が、現役並み所得者につきましては、外来が5万7,600円、それと入院と合わせまして一月8万100円、これが限度額となっているところでございますが、これが3段階に分かれまして、1段階目の年収370万から770万円までの方は、こちらにつきましては変更がございませんが、年収770万円から1,160万円の方につきましては、限度額が8万100円から16万7,400円、さらにその上の段階で、年収約1,160万円を超える方につきましては、25万2,600円に変更となるものでございます。

○城下師子委員 そうしますと、対象者は、どれぐらいの方が増額になっていくんでしょうか。

○森田国民健康保険課長 現在、30年1月末現在で、現役並み所得者の方が1,843人ございますので、こちらの方について影響が出てくるものと考えております。

○末吉美帆子委員 93ページの市税滞納整理相談員報酬なんですけれども、小さなことなんですけれども、昨年度より報酬額が下がっているんですが、理由を教えてください。

○関口収税担当参事 市税滞納整理相談員につきましては、回数を減らしたことから予算のほう下がっているということになります。

○末吉美帆子委員 この間のこういう徴収に関して、回数を減らすということであれば、その理由です。それと、この間の滞納整理についてどのような推移できていて、来年度どう見込むのか、教えていただいてもよろしいですか。

○関口収税担当参事 この回数の減につきましては、県への派遣、実務研修です。県に実務研修で派遣していることや、それから県の職員が派遣で来ていることが主な原因になっております。それによりまして、徴収技術が向上したことによって、回数を減らしたということでございます。それからもう一つ、推移につきましては、全体で申し上げますと、25年度から申し上げます。徴収率で申し上げますと、25年度が55.03%です、26年度が54.37、27年度

が55.78、28年度が56.66でございます。

○城下師子委員　まずお聞きしたいのは、滞納、これ、世帯で把握しているんですか。国保の滞納世帯数というのは、どちらでわかりますか、お願いします。

○関口収税担当参事　世帯で把握しております。

○城下師子委員　何世帯ですか。

○関口収税担当参事　28年度で申し上げますと、1万6,353件でございます。

○城下師子委員　国保加入世帯はどれぐらいいますか、28年度で。

○森田国民健康保険課長　28年度の世帯数でございますが、5万2,746世帯、これが年度末の世帯数でございます。

○城下師子委員　加入世帯で5万2,746世帯のうちの1万6,353世帯が滞納世帯ということでは、なかなか今、経済情勢も厳しいというところが反映しているかなとは思いますが、まず、先ほどもちょっと水道のほうでお尋ねしたんですけれども、いわゆる徴税業務と福祉との連携ということで、先ほど水道については、生活福祉課とも連携して、給水停止の部分が困窮から発生しているということで、そこにつなげていく取り組みを、非常に前向きにやっていたらっしゃるというのがわかったんですが、この部分では、納税推進員とかの相談員いますよね、こういう方たちが対応する中で、福祉の部分につなげたという件数というのはどれぐらいあるんですか。例えば、29年どれぐらいあるのかお示しいただきたいと思います。

○関口収税担当参事　まず、委員のご質問の中で、納税相談員なんですけれども、こちらにつきましても、職員の研修とか、それから現場と一緒にいってアドバイスをする役目を持っておりますので、直接その滞納者に向き合っているものではありません。

○城下師子委員　お一人の方もそうなんですか。

○関口収税担当参事　1人のほうがそうです、納税滞納整理相談員のほうはそういう役目を持っております。納税推進員につきましては、ご自宅等を訪問している役目を持っておりますので、そういったところで生活状況が悪いということであれば、ご案内をしているところでございます。それで、28年度につきましては、前回はご回答申し上げましたとおり、5件を生活福祉課のほうにつないでいると。29年度につきまして確認しましたところ、1件の方を生活福祉のほうにつないでいるということでございました。

○城下師子委員　私、国保というのは、本当に命に関わる部分だと思うんです、水もそうなんですけれども。そういう意味では、水道については10人の方を生活福祉課のほうにつなげたという、先ほど答弁があったんですが、なかなか国保に関しては、その辺の連携というのが、私はまだまだちょっと不十分かなというふうに思っているんです。ですから、その辺の課題です。それから30年度はどういうふうにその辺のところは、いわゆる連携の部分では強化をしていこうと思っていられるのか、その辺のところを確認したいと思います、福祉

との連携の強化。

○**関口収税担当参事** 滞納整理の相談をしている中で、困窮が見込まれる場合には、その方に福祉に行くようにアドバイス等をしている状況でございます。ご本人たちが福祉を嫌がる場合もございますので、無理やりというのはなかなか難しいものでございますので、今後もご案内をしていくということでございます。

○**城下師子委員** 94ページの14使用料及び賃借料のコード35なのですが、自動音声電話催告システム使用料、前年と比較しまして金額がふえているんですが、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○**関口収税担当参** こちらにつきましては、前年度、29年度につきましては10カ月で算定しております。30年度につきましては12カ月で算定しておりますので、金額がふえたものでございます。

○**城下師子委員** それと、その下の95ページの国民健康保険運営協議会委員報酬なのですが、30年度の審議内容です。主にこういったものを審議するのかをお示しいただきたいと思います。

○**森田国民健康保険課長** 30年度の運営協議会の審議内容につきましては、まず29年度の決算について、続きまして賦課限度額の引き上げについて、それと31年度の予算について、以上の審議内容を予定しているところでございます。

○**城下師子委員** 協議会のメンバーは同じなんですか、30年は。

○**森田国民健康保険課長** 30年12月までは今の委員さんの任期がございまして、31年1月から改選となって新しい委員さんになるということでございます。

○**城下師子委員** 以前もお話ししたと思うんですけども、協議会の委員の構成なのですが、いろいろな団体から来られていますよね。実際、みずから国保に加入している方たちというのが、割合的には私は少ないと思いますし、そういった方たちの意見をしっかりと反映させるという意味では、その委員の選定についても前回課題提起させていただいて、それこそ商店をやっている個人経営者の人たちとか、そういった方たちの声を反映するような仕組みづくりを、今後検討したいというような答弁を私は聞いた記憶があるんですが、その辺はどういうふうに検討をされているのかも含めてお聞きしたいと思います。

○**森田国民健康保険課長** 今、運営協議会委員の人数は21人でございまして、このうち6名の方が国民健康保険の被保険者の方でございます。公募というお話かとは思いますが、今後、公募は特に予定していることはございまして、今までどおり、各団体のご推薦をいただいて、運営協議会については構成していきたいと考えているところでございます。

○**城下師子委員** そうしますと、この前そういうふうな答弁があったわけなので、やっぱり国保加入者のそういった実態を反映させる審議会ですから、そういった形の実態とか要望な

んかはどういう形で、じゃ、くみ上げていく予定なんですか、メンバーの構成は今までどおりだというふうに答弁されたので。

○森田国民健康保険課長　今、申しあげましたように、被保険者の代表の方もいらっしゃいますし、実際に国民健康保険の加入者も6名ございますので、そうした方の意見。それと、国民健康保険につきましては、被用者保険とか医師会、あと薬剤師会、そういう連携です、そういう意見も運営について必要であると考えておりますので、現状のままでいきたいと考えております。

○末吉美帆子委員　94ページの下のほうなんですけれども、口座振替率です。現状の口座振替率の推移と、ペイジーを導入した後の影響について教えてください。

○関口収税担当参事　口座振替につきましては、全体の中の29.2%を占めておりまして、件数で申し上げますと8万6,278件でございます。その中で、ペイジー収納につきましては4,305件、全体の1.5%を占めております。

○末吉美帆子委員　というか、だから、ペイジーを導入したときにいろいろご説明あったんですけれども、よい意味での影響はあったんですかということ伺いたかったんですけれども。

○関口収税担当参事　市税等も含めまして、国民健康保険の税でもペイジーの利用者がこれだけいるということは、効果があったものではないかと考えております。

○石本亮三委員　97ページの一般被保険者療養給付費なんですけれども、全部足すと、昨年度の予算だと203億6,000万ぐらい出てきたのが、相当な額減っているんです、187億ですから。今回、減った要因、どういうふうなことで減っているのかちょっとお示しいただけますか。

○森田国民健康保険課長　今回の平成30年度の予算額につきましては、県から示されました保険給付費をそのまま計上しておりますので、県のほうにも伺いましたら、やはり被保険者数の大幅な減少によりまして、かなり保険給付費が下がってくるというところがございます。

○末吉美帆子委員　すみません、109ページの41生活習慣病重症化予防対策事業負担金なんですけれども、前年度との差です。金額の差についてご説明いただけたらと思います。補足します。昨年度よりか、600万ふえていると思うんですけれども、その理由について説明してください。

○森田国民健康保険課長　主な増額につきましては、まず保健指導対象者、こちらの人数が昨年よりも増加が見込まれること、それと、あと連合会から示されたレセプトデータ化費用、これにつきましては、昨年と比較しまして算出方法が変わったことで、増額となっていること等が主な理由でございます。

○末吉美帆子委員　対象者がふえているということ、どのような理由でふえているという

ふうに分析されておられますか。

○森田国民健康保険課長　こちらの保健指導の対象者の抽出につきましては、選定方法につきましては、昨年と変わったところがございます、最初の28年度と変わったことがございまして、28年度が、かかりつけ医の承諾を得てからこの事業に参加する、保健指導の事業に参加するという仕組みだったものを、医者への承諾をとりに行く必要がなくなったということございまして、生活指導の参加の入り方が変わったことがありまして、若干の保健指導の対象者がふえると見込んだところでございます。

○末吉美帆子委員　この事業、ずっと続けてこられまして、成果が上がったというふうに私は認識しているんですけども、この成果についてご説明いただけたらと思います。

○森田国民健康保険課長　こちらの事業の成果につきまして、この事業を始める前の平成25年度、それと、その事業を始めたのは26年度でございますので、その始める26年度までは、国民健康保険の被保険者の方で新規に人工透析に移行される方、年間で約50人ほどいらっしゃいましたが、この事業を始めて以降、効果が出ました平成27年度から、それが10人以上減少してきております。1人につきまして、人工透析になりますと500万円かかると言われておりますので、10人で5,000万円、それ以上の効果があったものと考えているところでございます。

○城下師子委員　先ほど、内容が変わったということで、医者への承諾を得ないで済むということでは、今まではその医者への承諾を得るためには、当然費用とかもかかっていたというわけですか。例えば、診断書が必要だったのかどうなのか、その辺は。

○森田国民健康保険課長　かかりつけ医のほうには、謝礼として1万円支払うということになっております。

○城下師子委員　それは、個人負担ではなくて、市のほうのが1万円を負担するという理解でよろしいですか。

○森田国民健康保険課長　こちら、県の事業に参加をしております、県に負担金を払っておりますので、こちらの負担金の中から歳出されるものでございます。

○城下師子委員　先ほど、その指導対象者の増ということでは、どれぐらい新年度はふえるんですか。さっき言いましたか、ごめんなさい、言っていましたか。

○森田国民健康保険課長　29年度の人数が90人と見込んでおりましたところ、30年度につきましては140人と見込んでいるところでございます。

○荻野泰男委員　国民健康保険税の関係なんですけれども、収納率のここ何年かの実績と、30年度、どの程度見込んで予算を立てられたのか確認させてください。

○関口収税担当参事　収納率につきましてですけども、現年度分で申し上げますと、25年度が86.98%、26年度が87.22%、27年度が87.35%、28年度が88.03%、そして30年度につき

ましては89%で見込んでおります。

○城下師子委員　今、63ページですよ。先ほど石本委員の質疑で、多分加入者が減ったというような話が出ていたと思うんですけども、まず平成30年度の予算では何人を見込んでいるのか、お示しいただきたいと思います。

○森田国民健康保険課長　30年度につきましては、7万8,300人の被保険者数を見込んでいるところでございます。

○城下師子委員　63ページでは、歳入なので、今回、国保税の改定ありましたよね。たしか、その増収分で1億8,000万という説明を私たちは聞いているんですが、しかし、ここでも減額ということでは、当初、引き上げをするときの加入者を何人見込んで、その結果1億8,000だったのか。今回、加入者も世帯数も見込み減なので、その結果、幾らが減になっているのかというのを示していただけませんか。

○森田国民健康保険課長　被保険者数でございますが、29年度につきましては、8万6,177人と見込んでいたところでございますが、30年度につきましては7万8,300人と、かなり急激に減るという予想でございます。12月の議会のほうでお認めいただきました税率の改正でございますが、1億8,000万円の増収を図るというご説明でございましたが、そのうちの1,000万円につきましては、18歳以上の方の緩和策を図るということで1,000万円は使わせていただいて、1億7,000万円の増額というところを見込んでいるところでございます。それを合わせましても、保険税収につきましては大幅な被保険者の減から減額となるものでございます。

○城下師子委員　確かに、社会保険に加入促進という国の流れもなる中で、その影響を本市も受けていると思うんですが、今回の料金改定に伴って、応能応益の負担割合が変わりましたよね。その部分での影響というの、ないとは言えないと思うんですが、この辺の、想定外にさらに減収見込みというところでは、どのように分析されていますか。

○森田国民健康保険課長　今回の改正によりまして、均等割額が応益分層で増額となりましたこの影響でございますが、これにつきましては、軽減の額が、軽減というのが応益割につきますので、軽減の額がかなりふえると予想しているところでございます。軽減がふえますと税収はその分落ちることになりますが、この軽減分につきましては、国・県等から補助金が来ますので、それで十分賄えると考えているところでございます。

○城下師子委員　今回1億8,000万増税したけれども、加入者の減ということでマイナスになっているんですが、ちょっと確認したいんですけども、県内でもそれぞれの自治体では、広域化を理由に料金改定したところと、していないところがあると思うんです。その辺の数というのを、まず把握されていればお示しいただきたいと思います。

○森田国民健康保険課長　県内63市町村で、税率の改正を行ったところが31市町村でござい

ます。

- 城下師子委員　そうすると、残りの32は改正していないということによろしいですね。
- 森田国民健康保険課長　おっしゃるとおりでございます。
- 城下師子委員　68ページの01の運営費繰入金なんですけれども、今回、広域化になることで、4回のシミュレーションを県のほうもやっています、当初3回目よりも4回目のほうが、県に対する納付金については、たしか8億か9億、当初予定していたよりも少ない額が提示をされましたよね。ここの部分について、まず確認したいと思います。
- 森田国民健康保険課長　おっしゃるとおり、3回目までが約107億円の納付金とされていたところが、4回目に98億円になったところでございます。
- 城下師子委員　そういう意味では、市から県に出すお金というのが、8億、9億減ったわけなんです、ここで言う運営費繰り入れ、いわゆる赤字補填分、一般会計からの繰り入れというのでは、26、27、28、29の推移等を、まずお示しいただきたいと思います。
- 森田国民健康保険課長　決算額で申し上げます。平成26年度が26億1,896万4,000円、27年度が29億6,263万5,000円、28年度が25億857万5,000円、以上でございます。
- 城下師子委員　29年度についてはどうですか、まだ年度途中ですけれども、一応この前、補正やりましたよね。
- 森田国民健康保険課長　補正後の金額で24億8,001万9,000円でございます。
- 城下師子委員　ということでは、30年度の運営費繰入額については、ここにあるように約8億ということでは、広域化を理由というのには私はならないと思いますし、この辺の考え方です。原価として財政のほうにも、命の最後のとりでである国保ということでは、運営費繰り入れの増額、前年並みということでの要求はされたんでしょうか、確認したいと思います。
- 森田国民健康保険課長　運営費繰入金につきましては、広域化に当たりまして県の運営方針が示されておりまして、運営費繰入金につきましては、徐々に段階的に減額解消していくことになっておりますので、特に一般会計のほうに増額をお願いしたということとはございません。
- 城下師子委員　県の運営方針も、この間のいろいろな運動もあって、世論もある中で、一般会計繰り入れだめですよとは言っていないんです。それぞれの自治体の判断に委ねる部分もあるわけなんです。ですから、そういう意味では、本市としては30年度の予算編成に当たっては、予算提案に当たっては、一般会計を、いわゆる減らしていく方向での予算という理解でよろしいですか。
- 森田国民健康保険課長　県の運営方針で言っていることが、この赤字の解消につきましては、まず平成35年度までの6年間で解消を目指すとされております。ただ、それが不可能な

場合はその解消期間を延長する。これは理由を付記して県に再度申請することになると思いますが、そういうことは明記されているところをごさいますて、赤字の解消を目指すということにつきましては、統一されているところをごさいます。

○城下師子委員　もう一度確認しますけれども、運営費繰り入れについては、だめだとは言っていないわけですよね。それぞれの自治体の判断に委ねられているという、この部分の裁量はあるということですのでよろしいですよね、その確認をしたいと思います。

○森田国民健康保険課長　県が言っているのが、平成35年度までは一般会計からの繰り入れはいたし方がないというか、ただ、段階的にそれは減らしていくということを言っているわけをごさいますて、一気に、平成30年度にゼロにしろとは言っていないということをごさいます。

○石本亮三委員　すみません、ちょっと数字、確認したいんですが、国民健康保険税の滞納分は、5年たったら債権放棄すると思うんですけども、ここ数年の放棄した金額をお示しいただけますか。

○関口収税担当参事　国民健康保険税の不納欠損処分状況でございましてけれども、24年度が約3億4,900万円、それから25年度が5億、26年度が7億1,000、次に27年度が約6億、それから28年度が8億4,000万でございまして。

○石本亮三委員　年々、多分ふえているんですけども、そうすると実態的に、どこで聞いていいかわからないんで最後伺うんですが、ことしも5年目を迎えている債権がありますよね、これ、まず幾らですか、29年とか30年で。いや、要するに、ことしとれなければ、放棄せざるを得ないというのは幾らあるんですか。

○関口収税担当参事　その額は把握してございませぬ。

○石本亮三委員　だから、それがちょっと私、疑問なんです。要するに、同じ納めてもらうんだって、5年目の債権と4年目の債権、どっちに充てていくかといったら、まず5年目の債権充てていかなければ、言っていることわかりますよね。翌年、法律で放棄せざるを得ないわけじゃないですか。滞納を、余り人でなしてみたいに思われちゃうので嫌なんだけれども、回収に当たって、5年目の債権とか4年目の債権の分類というのをしていないんですか。みすみす、じゃ、どこに充てているんですか、考え方としては。例えば、私が100万円を5年間滞納していました、そしたら、例えば、私から200万とりました、その200万どこに充てるんですか。

○関口収税担当参事　古いものから充てております。

○石本亮三委員　ですから、先ほど5年目の債権の金額は押さえていない。確かに、それは偶然とれたら古いものに充てていくということですけども、債権の回収という視点でいうと、そういうところもきちっと考えていかないとだめだと思ふんです。例えば、滞納を起こ

す人というのは、いろいろいきなり失業してしまっ、その年払えないとか、翌年は払えないかもしれないけれども、3年、4年たったら、もう一回就職ができたして、回収できる可能性が出てくるわけじゃないですか。そういう戦略とかというのはどうなんですか。当たったら、古いもの充てたラッキーという感じということじゃないと思うんですけども、そういう戦略とかそういうのは、戦略と言ったらあれですけども、考えはどうなんですか。

○関口収税担当参事 おっしゃるとおり、やみくもに古いものに充てているということではないんですけども、滞納者ごとに退職、就職というのが重なると思います、何度かそういう形になると思います。そういうときには、実態調査等を踏まえて、新しい就職先が見つかったり、それから財産が見つければ、その都度、滞納整理によって処分をしている状況でございます。

○城下師子委員 お聞きしたいんですけども、これから広域化がスタートするわけなんです、例えば、それぞれの自治体独自でやっている事業、施策ありますよね。保険料の例えば減免とか、市独自の一部負担金の免除とか、そういう部分がどういうふうになっていくのかというのと、この事業について、30年度はどういう形になるのかというのも教えていただけますか。

○森田国民健康保険課長 今、委員さんがおっしゃられました減免事務とか、そのほかにも市独自でやっている事務がございますが、これにつきましても、県内で統一を図る方向で進めているところでございます。

○城下師子委員 あと、料金改定はここ数年、去年もですか、2年連続なわけですよ。上げて、結果として加入者が減っていくというこの現状の中で、国保の加入者をどういうふうにするかというの、一つの私は考えていくべき課題というふうに思うんです。そういう意味では、30年度の事業実施に当たっての、その部分での施策、検討、ということが課題として挙げられているのか、それをお聞きしたいと思います。

○森田国民健康保険課長 国民健康保険の被保険者数をふやす施策というのは、ちょっと考えていないところでございますが、強いて挙げれば、所沢市に国民健康保険の方が入ってきやすい、転入しやすいとか、そういう状況かなとは考えているところでございますが、ちょっと被保険者数をふやすという施策につきましては。

○城下師子委員 私が聞いていることは、結果として、国保につながっていない人たちもいらっしゃると思うんです。やっぱり高い保険料が払えないというところで、結局国保に入れないという方たちもいるわけです。そういった方たちをどうつなげていくかというの、保険料がどんどん上がっていく中で加入者はどんどん減っていく、だから財政的にも会計としても大変な状況に、悪循環になっているんじゃないかと私は思うんです。だから、その辺のところの施策をどういうふうに戻していこうと考えているのかということと、徴税強化だけ

すればいいということでもないというふうに私は思っているので、30年度の事業実施に当たっては、その辺のところの課題、それからどういうふうに検討していくのかというの、もし、なければならぬで構いません。

○森田国民健康保険課長　今後、30年度以降につきましては、市として保険事業について力を入れる必要があると考えております。やはり、特定健診の受診率を上げる、これは公費の獲得にもつながりますし、健康増進、それとひいては医療費の適正化にもつながる事業だと考えておりますので、特定健診、あとそのほかの保健事業です、こちらのほうには力を入れていきたいと考えているところでございます。

○石本亮三委員　ちょっと一般質問になっちゃうんだけど、今、すみません、議員の今、厚生年金加入というのが議論されているんですけど、これになると、当然厚生年金加入すると、国保に入っている議員は当然加入者じゃなくなりますよね、制度的に。そういうことで、大体賦課限度額近い加入者だと思うんです、議員で。そういうのとかも、多少やっばり影響出るということになりますよね、ならないですか。

○森田国民健康保険課長　確かに議員さん、賦課限度額、お支払いしていただいている方でございますので、この方たちが抜けるということになると、影響はあると考えているところでございます。

○近藤哲男委員長　以上で質疑を終結いたします。
意見を求めます。

○城下師子委員　議案第17号「平成30年度所沢市国民健康保険特別会計予算」に、日本共産党市議団を代表して反対の意見を申し上げます。

今回の予算は、国保の広域化を理由とした国民健康保険税の引き上げと、また高額療養費の引き上げが盛り込まれておりますので、反対とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、討論で述べさせていただきます。

○粕谷不二夫委員　国民健康保険は、そもそも保険制度の構造上、退職者であるとか、あと自営業者であるとか、比較的低所得者が被保険者に多いということ。でも、その中でも、やっぱり国民というか市民にとって、保険制度の最後のとりでとなるというふうなものなので、要は今後も持続可能な国保運営というのは、やっぱり続けていかなきゃならないんだろうなというふうに思っています。

今回の県の広域化に伴って、先ほど言われましたように35年までの赤字解消計画を、県の方針に従いまして出さざるを得なくなった、また、出したということなんですけれども、そういう中でも、ただ、それでも29年度は先ほど言った赤字補填というのが24億、30年度には8億というふうに一般会計からの赤字補填が繰り入れられています。これについては、再三言われていますように、普通の一般会計からの繰り入れということは、税の二重払いではな

いかというふうな、そういう指摘もあるわけなんです。

そういうような中で、今回の値上げについては、所得に応じ見直しをしているということで、被保険者に配慮した税率改正であるなというふうに思っております。今回の予算の中にも、保険事業等にも努力されておりますし、また収納率の向上も見られるということから、今回の国保の会計については、会派自民党としては賛成意見といたします。

○近藤哲男委員長　以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休　　憩（午前11時54分）

再　　開（午後1時0分）

○近藤哲男委員長　再開いたします。

○議案第19号 平成30年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算

○近藤哲男委員長 これより議案第19号「平成30年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○城下師子委員 13委託料、コード52後期高齢者医療システム保守委託料のところでお聞きします。資料は209ページになります。

この改定内容をまずご説明いただきたいと思います。

○小川国民健康保険課主幹 後期高齢者の医療保険の軽減特例の見直しでございますが、こちらにつきましては、元被扶養者の方に軽減特例というのがございまして、国のほうで見直しがありました。平成29年度が均等割が7割軽減でしたものが、平成30年度は5割軽減になります。また、31年度には5割軽減で、資格取得後2年間ということで、特例が終わって本則に戻るというものでございます。

○城下師子委員 この特例軽減の導入の背景をちょっとご説明いただけますか。

○小川国民健康保険課主幹 軽減特例の見直しの背景でございますが、こちらにつきましては、国のほうで平成28年度に厚生労働省のほうの社会保障審議会のほうで見直しの議論がなされましたことによるものでございます。

○城下師子委員 私が記憶しているところだと、後期高齢者医療制度の導入の際に、大変批判も多い中で、特例軽減というのが9割、7割、5割という形で導入されてきた経緯があるんですが、それが今、ご答弁いただいたように、また28年度の国の審議会でいろいろ議論があって、この軽減がいわゆる廃止の方向で動いているわけですね。

そうしますと、30年度のこの新年度予算の5割軽減の見込み者数というのは何人いらっしゃいますか。

○小川国民健康保険課主幹 30年度の元被扶養者5割軽減の見込み数としましては、1,124人を見込んでおります。

○城下師子委員 そうしますと、もう軽減を受けられる方はこの方たちのみなわけですね。今まで9割、7割というのはもうなくなって、5割でという理解でよろしいですか。

○小川国民健康保険課主幹 こちらにつきましては、元被扶養者の軽減特例の見直しということでございまして、そのほかに軽減特例というのが幾つかございます。その中では、委員さんおっしゃいました9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減というふうなものがございました。それは引き続き、今後も行われるというものでございます。

また、低所得者の一定割合の収入の方に対して、所得割のまた特例の軽減というのが一つ

ございます。こちらにつきましては、もう見直しがございます、29年度に2割軽減、30年度に軽減がなしとなって本則になるというものもございます。

○城下師子委員　　そうしますと、その低所得者の軽減策は、対象者は何人と見込まれますか、30年度は。

○小川国民健康保険課主幹　　低所得者の例えば9割軽減の方の見込みでございますが、30年度は8,260人と見込んでおります。また、8.5割軽減を5,713人ということで見込んでおります。

○城下師子委員　　そうすると、今回のシステム改修では、元扶養者の方、5割軽減の方と、それから低所得者の軽減策の方たちの軽減内容が変わるシステム改修ということによろしいですか。

○小川国民健康保険課主幹　　30年度にお願いしておりますシステム改修の内容につきましては、この元被扶養者の軽減の見直しに伴うものでございます。

○城下師子委員　　わかりました。

それと、もう一つ確認したいのは、国保のほうでもあったんですけども、高額療養費の上限額の引き上げというのかあったんですが、後期高齢者の今回の会計の中では、その引き上げに関わる部分というのは入っているんでしょうか、システム改修の中でも。

○小川国民健康保険課主幹　　その高額療養費の見直しに伴う予算は入っておりません。

○城下師子委員　　すみません。後期高齢者医療保険料のところ、後期高齢者医療保険の滞納者数の数をまずお聞きしたいです。加入者数と滞納者数の両方ですね、教えていただけますか。

○小川国民健康保険課主幹　　29年度の現年分の滞納者数は、すみません、現状ちょっと把握できておりませんが、滞納繰越分の滞納者につきましては、数字をつかんでおりまして、これが12月31日現在で1,011人ということでございます。

○近藤哲男委員長　　加入者数。

○小川国民健康保険課主幹　　加入者数につきましては、29年度被保険者数4万857人でございます。

○城下師子委員　　平成29年度の現年度分での滞納繰り越しが12月末で1,011名ということなんですが、後期高齢者の場合には、保険料を滞納した場合には何かペナルティーというのはあるんですか。

○小川国民健康保険課主幹　　後期高齢者の保険料の滞納の方につきましては、督促催告また臨戸訪問などを行っておりますが、特にペナルティーはございません。

○粕谷不二夫委員　　先ほど、29年度の被保険者数4万857人でしたか、言われたかと思うんですけども、30年度が何人見込んでいるのかと、あとここ二、三年というか、ちょっと後

の、もしそういう推計がありましたら教えていただけますか。

○小川国民健康保険課主幹 平成30年度の後期高齢者被保険者の見込み数としましては、4万3,541人でございます。

○粕谷不二夫委員 32年ぐらいまで。

○小川国民健康保険課主幹 31年度以降の被保険者数の見込み、今現在手元にはございません。申し訳ございません。

○粕谷不二夫委員 いいです。

○城下師子委員 すみません。先ほどちょっと確認漏れたんですけども、軽減特例の見直しのところで、低所得者に対する特例も何か見直しがあるということで、ただ30年度については、それは入っていないんですよね。それがいつになるのかというのが、わかる範囲で結構です。わからなければ結構です。

○小川国民健康保険課主幹 低所得者の方への軽減特例は二種類ございまして、1つは均等割の9割軽減、8.5割軽減、5割、2割軽減というのがございます。こちらにつきましては、国のほうで特に見直しの予定はございませんので、引き続き継続されるというものでございます。

もう一つ、低所得者の方に対して、一定所得の方に所得割の軽減を行っておりまして、これが所得割でございます。これが、軽減特例の見直しによりまして、29年度は2割を軽減しておりましたが、30年度は軽減がなくなると。これで本則に戻るというものでございます。

○城下師子委員 ちょっと確認します。すみません。そうすると、この低所得者の所得割の特例軽減が30年度はなくなるということで、その対象者は、先ほど9割、8.5割の均等割の人数とほぼ一致する人数でよろしいんですか。

○小川国民健康保険課主幹 所得割の軽減特例の見直しにつきましては、30年度は軽減がないということで見込み数は出ておりませんが、実際、平成29年度の実績で申し上げますと、29年7月の当初賦課の時点で、2割軽減を適用された方々が3,188人でございます。

○城下師子委員 2割軽減がなくなるということですよ。

○小川国民健康保険課主幹 そういうことでございます。

○城下師子委員 わかりました。

○近藤哲男委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○城下師子委員 議案第19号「所沢市後期高齢者医療特別会計予算」に、日本共産党市議団を代表して反対の意見を申し上げます。

詳細は討論で述べますけれども、今回の予算には、先ほどの質疑の中でも明らかになりました、元扶養者に対する保険税の特例軽減、これが7割から5割になるということと併せて、

低所得者への所得割2割軽減が30年度から廃止になるということで反対いたします。

○粕谷不二夫委員 会派自民党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計なんですけれども、ご存じのように2025年問題という問題があります。75歳以上の方が急激にふえるということで、先ほど29年度と30年度の被保険者数を比較すると3,000人ぐらいふえているということです。

実際、今、出生者数が二千七、八百ですかね。そんなことから考えると、かなり多くの方が今後入ってくるだろうというふうなことも考えられますし、そうしますと、当然医療費の増も見込まれてくるわけです。

先ほど、今回の保険料軽減特例の見直しとか、賦課限度額の引き上げについては、国の社会保障審議会の、そこから決定されたものになるということで、これについてはやむを得ないのかなんていうふうに思っております。

いずれにしても、後期高齢者医療保険についても、今後、持続的な財政運営ということを考えて、今回の予算についても妥当なものと考えことから、賛成といたします。

○近藤哲男委員長 以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時15分)

再 開 (午後1時18分)

○近藤哲男委員長 再開いたします。

○議案第18号 平成30年度所沢市介護保険特別会計予算

○近藤哲男委員長 これより、議案第18号「平成30年度所沢市介護保険特別会計予算」を議題といたします。

理事者側から補足説明はありますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

質疑を求めます。

○城下師子委員 13委託料の53介護保険システム修正委託料、これ資料の207ページなんですけど、この今回の改修内容について、まずお示しいただきたいと思います。

○井上介護保険課長 今回の改修の内容でございますが、まず、3割負担への対応、それから高額介護サービス費の見直しについて、それから高額医療合算サービス費の見直し、それと元号変更に伴う対応と、4点でございます。

○城下師子委員 そうしますと、3割負担の方が何名いらっしゃるのかということと、それぞれ上限の引き上げですか、サービス費の見直し、それとその内容についてお示しいただけますか。

○井上介護保険課長 3割負担の人数でございますが、まず、紙おむつの利用者ということで、3,125人のうち176人、割合にしまして5.6%でございます。

それから、システムの内容でございますけれども、高額のサービス費の内容でございますが、今回、一般ということで、27年8月から現役並み所得ということで、上限額が4万4,400円になっておりまして、今回、29年8月に一般の所得の方が3万7,200円のところが4万4,400円になったと。そこの時限措置ということで、3年間の時限措置がございまして、4万4,400円に上がった部分の年間の上限額をもとの3万7,200円の12カ月分ということで44万6,400円、これが時限措置ということで、この対応でございます。

それから、高額医療合算の見直しについてですが、まず現役並み、年収370万円以上の方ですね。この方が67万円というところを細分化しまして3つに分かれました。年収1,160万円以上の方が212万円、年収770万円から1,160万円が141万円、年収370万円から770万円の方が67万円と、こういった変更になっております。

○城下師子委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、現役並みの負担引き上げのさっき言った176人で5.6%というのは、これ30年の実績見込みを言っているんですか。

○井上介護保険課長 先ほど申し上げた人数に関しましては、30年1月、配達した分の紙おむつの割合でございます。

それと、今、紙おむつの具体的な数字を申し上げましたけれども、全体で3割負担になる人数というか割合でございますけれども、おおむね大体22%程度の人数ということで見込んで、これは国からも示されているような、所沢でもおおむね計算したところ、22%程度とい

うものでございます。

○城下師子委員　それと、その下の高額サービスの見直し、時限措置ということで3年間の説明があったんですけれども、1カ月3万7,200円が4万4,200円になるということで、でも、その試算の仕方が3万7,200円掛ける12カ月分ということで説明があったんですが、となると、3年間については、1カ月あたり3万7,200円で今までのままでいくということですか。ちょっとその辺が私、よく理解できないんですけれども、もう一度ご説明いただけますか。

○井上介護保険課長　3万7,200円が29年8月から4万4,400円に、1カ月分の上限額が変わっています。年間にして4万4,400円の12倍になると、53万2,800円になるんですけれども、ここが1割負担者ですね。年金収入280万円未満という方ですけれども、1割負担者のみの世帯について、過大な負担とならないように、年間の負担の総額が現行の負担最大額を超えない仕組みということで、3年間だけは3万7,200円掛ける12カ月分ということで44万6,400円というふうになっております。

○城下師子委員　そうすると、今、3割負担の方の22%というのは、数では出てこないんですか。見込みで大体どれぐらいだと、何人がその対象になるとかというのは。

○井上介護保険課長　具体的な人数というよりも、おおむねなんですけれども、認定者数が大体今1万4,500人ぐらいで見込んでおりますので、22%掛けると3,190人、大体3,190から3,200ぐらいかなというふうに見込んでおります。

○城下師子委員　わかりました。

○末吉美帆子委員　147ページの報酬、介護認定審査会委員報酬なんですけれども、昨年度に比べて、人数と金額が減っているんですが、理由を教えてください。

○井上介護保険課長　今回の予算計上に関しましては、実績等を勘案して少し減らしておりますけれども、2年に一度、任期の改選があるんですけれども、去年は、29年度、84名だったものが、30年度に改選するのが6名ということで、減っているという状況でございます。

○末吉美帆子委員　認定審査に要する日数などについて、影響があるんでしょうか。その点について教えてください。

○井上介護保険課長　認定までの日数への影響ということでございますけれども、この改選によって影響というものは、特にはないとは考えております。

○末吉美帆子委員　確認なんですけれども、改選によって人数が減ることですけれども、それによって、この認定審査会の内容が変わるということではないということなんですかね。確認させてください。

○井上介護保険課長　そうですね。任期が2年に1回改選する方がいるということで、研修等は行いますけれども、審査会の仕組みだとか、そういったものが特に変わるものではございません。

○城下師子委員 13委託料のコード51介護保険訪問調査委託料、これ資料は208ページなんですけど、この内容を見ますと、今まで新規及び変更申請に係る訪問調査については、市が直営で行っていたんですけども、これも含めて、社協に委託をするということの説明だったと思いますけど、まず、こういった委託を他の自治体でも既にやっているのかどうなのか、確認したいと思います。

○井上介護保険課長 この事務受託法人への委託に関しましては、埼玉県では川越市が既にやっております。それから、都内とかほかのところでは結構やっているところはございますが、埼玉県では2例目ということでございます。

○城下師子委員 私、ヒアリングか何かで聞いたんですけども、県内でもこれだけの規模の委託は初めてだというふうなお話を聞いたんですけども、多分川越もやっているということでは、やっぱり規模が違うんじゃないのかなと、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○井上介護保険課長 川越は先に始めているんですけども、規模に関しましては、月に10件程度ということで、かなり規模が小さいんですね。

所沢市に関しましては、今予定しているのが、年間で6,500件を委託するというのを考えておりますので、そういった意味では、規模としては、これだけの大きい規模というのは始めてでございます。

○城下師子委員 これ、すごく訪問調査はそれぞれのご家庭の実態とか、そういう意味では、非常に大事な業務だというふうに私は思っているんですけども、これだけの件数を社協に委託をしていくということでは、市としての実態把握が何か弱まっていくんじゃないかなと思うんですけども、その辺の議論というのは、どういう議論があったんでしょうか。

○井上介護保険課長 これまでも29年度の実績としましては、社会福祉協議会に年間4,800件、委託をしております。ここで変わるの、新規申請分に関してやっていただくようになるということで、その新規申請分に関しましては、全てをここで社協のほうに委託というわけではなくて、内容もやっぱり困難事例なんかもございますので、そういったところについては、市のほうで市の調査員が行くというような形で始めたいというふうに考えております。

○石本亮三委員 すみません。介護サービス給付費で聞かせていただきますが、今回、3年に一度の報酬改定で0.54%の引き上げということなんですけども、生活援助の単価は引き下げて、身体介護を上げるというのは特徴の一つなんですけども、それで、国のほうが今4月以降に多分平均の利用回数というのを占めそうとしていると思うんですよ。

そこで伺いたいんですけども、この所沢市において、平均回数とか平均回数を上回ったサービス提供について、発生するとかいろいろ考えられるんですけども、どういうふうに今現時点でお

考えなのか伺いたいと思います。

○井上介護保険課長 所沢市の生活援助利用者が現在417人おりまして、平均回数としまして、これは29年12月の実績でございますが、平均回数7.94回となっております。

平成30年10月から、統計的に見て、通常のケアプランより明らかに回数が多い生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、ケアマネジャーから市へケアプランを届け出ることとしまして、市は提出されたケアプランを地域ケア会議等で検証することと省令改正が予定されております。

所沢市としましては、省令改正の内容をよく確認するとともに、国の定める基準より利用回数の多いケアプランを作成している事業所については、ケアプラン点検や実地指導等で適正化を図っていきたいというふうに考えております。

○石本亮三委員 結局、今回はこの生活援助の回数を、どちらかという国は引き下げたいということですから、結局、どこをターゲットにしているかという、介護の専門家の方々の勉強会などを伺うと、結局サービス付き高齢者住宅とかああいうところで、週何回も生活援助を受けている方の回数をまず制限をかけていこうというのが狙いじゃないのかなんていうのが、専門家から指摘されているわけです。

だけど、裏わぎ的にいっては悪いですが、生活援助は身体介護に切りかえちゃえば、それを賄えるんじゃないかということも起きるといことが危惧されているわけですけども、まずこのサ高住なんかをはじめとするこの人たちの利用状況、生活援助の利用状況と、そういうふうな身体介護、知らないというか、よかれと思って切りかえるという、そういうことへの市の対策というのはどういうふうにお考えなんですか。

○井上介護保険課長 現在のサービス付き高齢者住宅には、居住する利用者を限定した状況について詳細には市では把握しておりませんが、先ほど言った29年12月の実績でちょっと確認をしたんですが、生活援助サービスの利用をされている方の回数で一番多かったのが、月に54回、それから続いて47回、43回、42回、こういった多い方がおりました。

これらの方々の状況を確認したところ、サ高住、サービス付き高齢者住宅の入居者ではなかったということで、在宅の独居の方だったということがありますが、先ほどお話しありましたとおり、サ高住についても、そういった実態があるかどうか、これから把握して、適正でないということで確認がとれれば、実地指導とか、そういったもので確認をして、指導のほうはやっていきたいというふうには考えております。

○石本亮三委員 このところは最後にしますけれども、要するに今までの回数の限度いっぱい使っていた方が、回数を制限されることによって、10割負担の部分が発生する可能性があるわけですよ、今までどおりやっていっちゃったら。だから、その回数を減らそうということなんでしょうけれども、負担限度額いっぱいまで、とりあえず今使っている、介護の使

っている数とか、わかる段階の数字でいいんで。要するに負担限度額認定を受けている方、利用している方、どれぐらいなのかおわかりになればお示してください。

○井上介護保険課長 負担限度額認定を受けている方の人数としましては、1,600名程度おります。施設での利用の割合については56.8%、それからショートステイだと43.2%というものでございます。

○城下師子委員 総合事業、01ですね。介護予防生活支援サービス事業で、資料は206ページになります。

この中でまず確認したいことは、短期集中通所型サービス委託料ということで、C型という話があったと思うんですが、まずこのC型の内容ですね。どういうものがあるのかというのをちょっと、大まかで結構ですのでお願いします。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちらは、短期集中通所型サービスということで、状態改善の達成を目指す期間を限定いたしまして、原則3カ月程度ということですが、基本的に、もとの状態にできる限り回復するというのを目的といたしまして、集中的に通所サービスを提供するというものでございます。

○城下師子委員 これ議案質疑だったかと思うんですけども、まず、2つの法人に委託して、市内4カ所で利用者負担はなしというふうな、多分説明があったと思うんですが、その2つの法人はどこで、市内4カ所とはどの地域になるのか。それから、利用者負担がないというのは、どういう経過で利用者負担がなくなったのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○瀬能高齢者支援担当参事 こちらは、まず2法人、こちらは市内の社会医療法人至仁会、それから医療法人啓仁会、この2法人にお願いしまして、これはプロポーザル方式で選定をいたしました。市内4カ所、場所といたしましては、所沢ロイヤル病院、それから介護老人保健施設の遊、これ東狭山ヶ丘でございます。それから、北秋津にあります地域密着型通所介護のロイヤルの郷、それから松郷にございます通所リハビリテーションの緑というところでございます。

こちらのサービスにつきましては、総合事業の中の、今お話しありましたC型というサービスでございますけれども、やはり、新しいサービスだということがございます。通常の保険給付費として、その中でやるということになりますと、なかなか事業者も手が挙がらないのではないかと、やる事業者がいるのかどうかということ。それから、利用される方もどれだけいるのかということもございます。

まずは、委託というような形式で実際にやって、利用者負担ゼロということでございますけれども、いわゆる総合事業ということで、新しいサービスの導入に当たって、そのような形で、まずは導入をしてみようというようなことから、こういう形になったものでござい

す。

○城下師子委員　　ここでお聞きします。

以前は、多分13委託料の中に57の介護予防教室委託料とか、単身高齢者保養でしたか、あと通所介護型予防事業53、55というコードがあったと思うんですが、この項目がないんですけれども、これどこかに吸収されているんでしょうか。まずその辺、ご説明いただきたいと思います。

○瀬能高齢者支援担当参事　　今ご質問ありました、まず通所型の介護予防事業委託料というのは、昨年までございました。こちらは地域包括支援センターが行う介護予防教室でございますが、こちらは同じページの72介護予防教室等委託料、こちらのほうに移行させたということでございます。

内容につきましては、若干回数の見直し等を行っておりますが、包括が行う介護予防教室ということの内容でございます。

それから、昨年度、やはりございました一次予防高齢者通所型介護予防教室委託料、これいきいき健康体操教室のことでございます。こちらも同様に、72の介護予防教室等委託料のほうに、いわゆる組みかえをさせていただきました。

それから、単身高齢者保養事業でございますが、こちらは介護予防の講演会、それから今年度でいうと2部は歌謡ショーみたいなことをやっておりました。もともと日帰りで単身高齢者の方への日帰り旅行などをやっていたものを、ここ数年、そういった形の講演会等を行ってきたものでございますが、こちらは、今年度から同じページの56介護予防普及啓発事業委託料ということで、この中で、介護予防の講演会をメインにした形で実施をするというような形で、若干内容の見直し等も含めて組みかえを行っているものでございます。

○城下師子委員　　組みかえとか内容の見直しとかがあったようなんですが、例えば単身高齢者保養事業については、29年度は600万の予算だったんですけれども、300万になったということでは、講演会のみ絞ってしまったという理解でよろしいですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　　そのとおりでございます。

○城下師子委員　　コード72のほうに組み込まれた予防教室といきいき健康ですか、この辺は、いきいき健康も回数とか減らしてしまったんですか。

○瀬能高齢者支援担当参事　　これ実績に基づきまして、29年度予算では650人分をとっておりましたが、28年の実績などを見ましても、574人という実績はございます。

そういったことから、30年度の予算につきましては、トータルで550人分ということで見直しを行ったものでございます。

○城下師子委員　　01の在宅医療介護連携推進事業ということで、これ保健センターのほうに県から市へ移管されてきたということなんですが、まず、その移管された背景をお示しいた

だきたいと思います。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは、もともと介護保険法に基づいた事業ということでございますけれども、平成27年度から、県の基金とそれから市の予算と双方で行っていた事業でございますが、こちらは、平成29年度をもちまして、県の基金がなくなります。その関係で、予算のほうにつきましては、30年度増ということになるというものでございます。

○城下師子委員　関連でいいですか。そうしますと、事業としては、ふえていくのかなと思うんですが、人的体制の部分では、この辺はその分見ての配置になっているんでしょうか。

○瀬能高齢者支援担当参事　今年度と、人員配置ということは同様ということで見えております。基本的には、こちらは看護師、それから主任介護支援専門員の資格を持っている者が1名、あと社会福祉士を持っている職員が1名、プラス事務の臨時職員という体制で業務を行うものでございます。

○石本亮三委員　156ページの地域包括支援センター運営事業費で聞きたいんですが、ちなみに29年度とかは欠員状況はどうだったんですか、3職種の。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは、2月の段階でございますけれども、いわゆる条例上の欠員というものはございません。ただし、契約上の欠員というのは1名出ておまして、これにつきましても、今、そちらのほうは人員の配置をするということで調整を図っているというものでございます。当然、委託料につきましては精算を行うということになるかと思えます。

○石本亮三委員　まず、そこはどこかということと、すみません、ちょっと私も不勉強なんです。条例上の欠員と契約上のと言ったんですが、その違いをちょっと教えていただけますか。

○瀬能高齢者支援担当参事　申し訳ございません。

条例に基づきまして、高齢者人口等で必要な法定3職種の人数、こちらが今申し上げました条例上ということでございます。契約上と申しますのは、いわゆる公募という形で地域包括支援センターは選定をしておりますので、そのときに当然提案をされた人数ですね。それがそれぞれの包括で決まっております。それが最終的には、今申し上げましたように、1名欠員になっていると。それは並木地区ということでございますが、なっているという状況でございます。

○植竹成年委員　生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターのことについてお伺いしたいんですけれども、29年度は6地区に配置ということでたしかあったかと思うんですけれども、現状、29年度6地区で配置が完了する予定なのか。また、30年度におけるその後の動きについて、ちょっとお伺いします。

○瀬能高齢者支援担当参事　こちらは、第2層の生活支援コーディネーターというお話かと思いますが、こちらは今年度、1月から14地区全てに配置がここで完了したところでござい

ます。30年度につきましても、引き続き14地区で生活支援コーディネーターのほうは事業を行っていきたいというふうに考えています。

○植竹成年委員　あとは、生活支援コーディネーター、第1層もあって、また第2層もありますけれども、第1層、第2層の生活支援コーディネーターへの支援といったようなものも、たしか必要と認識していたかと思えますけれども、その30年度、この生活支援コーディネーターへの支援というものをどのように考えているのか伺います。

○瀬能高齢者支援担当参事　当然ながら、第1層、第2層につきましても、第1層は社会福祉協議会、それから第2層は地域包括支援センターへの委託ということでございますので、例えば地域包括支援センターであれば、毎月行っています地域ケア運営、それ以外にも、当然委託事業ということですので、月に1回程度は当然そういった協議の場を設けております。これは1層も同様でございます。

そういう中で、事業の進捗状況、それから通常の活動内容等を確認しながら、こちらといたしましても、当然必要に応じて、そういった指導あるいは報告を受けた上での指導というようなことは行っていきたいというふうに考えております。

○城下師子委員　ここは第1号の被保険者保険料なんですけれども、教えていただきたいんですが、滞納者数なんですけれども、普通徴収と特別徴収でそれぞれ何人いらっしゃるのか教えていただきたいんですけれども。

○井上介護保険課長　滞納者数の実績ということで、直近だと28年度の実績でありますけれども、1,890人おります。普通徴収だけです。特別徴収は滞納者はございませんので。

○城下師子委員　そうしますと、この方たちが介護保険サービスを利用する場合には、何らかの制限がかかっていると思うんですが、生活状況などから見て、必要な介護サービスの提供というのは私はしなくてはいけないと思うんですが、その辺の対応はどういうふうな対応をされているんでしょうか。

○井上介護保険課長　滞納に対するペナルティーとしましては、給付制限というのをしております。実際に、2年経過すると時効を迎えてしまいますので、その時効を迎えたものがあつた場合には、給付制限の予告というか通知をして、まず弁明の機会を設けます。弁明がある場合とない場合がありますけれども、そういったものを判断して、特に問題ないということであれば、給付制限をさせていただくと。

実際に給付制限をしている中で、確認をしてみたんですけれども、給付制限をしたことによって、サービスを使わなくなっているという方の人数が、その割合としては、28人中18人はすぐにサービスを、給付制限の中でサービスを使っているという実態もありますので、給付制限によってサービスが使えなくなっているというのは余りないんじゃないかなというふうには考えております。

- 城下師子委員　今回、0.54%の料金改定があるということでは、金額としてはお幾らになりますかね。この金額をちょっと教えてください。
- 井上介護保険課長　ちょっと今、資料を探していますので、その前に、先ほどの城下委員の質問に対して行った答弁、ちょっと誤りがございましたので、訂正させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。
- 近藤哲男委員長　はい、どうぞ。
- 井上介護保険課長　3割負担の割合と人数、先ほど22%と申し上げたんですけれども、実際に割合としては3%で、国が示したのも3%で、先ほどの人数でいきますと、330人程度のということで訂正をお願いしたいと思います。
- 近藤哲男委員長　ただいまの発言のとおり、ご了解願います。
- 石本亮三委員　どこで聞いていいかわからなかったので、ここで伺いますが、まず、所沢市も居宅介護事業所にかなりケアプランの作成委託をしていますよね。件数とかはちょっとわからなくてもいいけれども、かなりしていますか、まずしていないか。
- 井上介護保険課長　ケアプランの委託というのはしていません。
- 石本亮三委員　要するに、居宅介護事業所に委託業務を結構していますよね。していない。
- 井上介護保険課長　していません。
- 石本亮三委員　わかりました。
- 粕谷不二夫委員　介護保険の65歳以上の認定率のここ3年ぐらいの推移はおわかりですか。65歳以上の介護保険の認定率、ここ3年ぐらいどうなっているのかなと思って。
- 植村福祉部長　今、調べていますので。
介護認定率、ちょっと日付がアトランダムになって申し訳ございませんが、直近で29年12月末の時点では15.8%です。28年12月末では15.7%、すみません、その前が28年3月になってしまいましたが、15.5%でございます。
- 粕谷不二夫委員　そうしますと、28年3月から3年ぐらいなんですけれども、若干伸びているという感じなんですけれども、今後も認定率は伸びるんでしょうか。
- 井上介護保険課長　そうですね。高齢者人口もふえておりますので、伸びていくんではないかなというふうには想定しております。
- 石本亮三委員　さっき市からいっていないけれども、地域包括支援センターからケアプランとかの作成を委託していると思うんですけれども、結構包括も大変だから、居宅介護事業所にいっているという、再お願いというんですか、ありますよね。
- 瀬能高齢者支援担当参事　要支援1・2の方のケアプランですね。こちらは地域包括支援センターから居宅介護支援事業所のほうには委託ございます。地区により差はございますけれども、おおむね4割から5割程度を委託という形でいっている。

○石本亮三委員 何でそれを聞いたかという、今度、たしか平成33年度から居宅介護事業所に主任ケアマネ、たしか管理者で配置義務になりますよね。だから、何を言いたいかという、わかるほうでいいんですけども、要するに主任ケアマネがいない居宅介護事業所、大変困るようになるわけじゃないですか。そういう育成とかというのは、どこか予算とかに出ているんですか。どこに出ているかわからなかったんで、ちょっとここで伺うんですが。

○井上介護保険課長 そういったものの予算は、市には特にございませんし、県等でもちょっと聞いたことはないんですけども。

○石本亮三委員 そうすると、今、居宅介護事業所に主任ケアマネがいないところといるところがあると思うんですけども、具体的な数はいいですから、そういう数は押さえているんですか、押さえていないんですか、市として。

○井上介護保険課長 具体的な統計というか、数字は把握はしておりませんが、そういった主任ケアマネに対する研修の費用なんかも、ちょっと確認したら、大体4万9,000円程度かかる場所なんですけども、実際に必要になったときには、事業所または個人で負担をしていただいて資格を取っていただくのが今のところの考えということでございます。

○城下師子委員 先ほど再委託の話があったんですけども、その再委託に関しては、何か取り決めみたいなものというのはないんですか。ちょっとその辺。

○瀬能高齢者支援担当参事 特に何割までということについては、制限等ございません。こちらにつきましては、高齢者福祉計画推進会議の中で報告をさせていただいて、必要に応じてご意見をいただいているというようなところでございます。

○城下師子委員 前にいろいろな事業の再委託についての、ちょっと所管課が違うんですけども、指摘があった記憶があるんですけども、その辺のところでは、チェックとか大丈夫なんですか。ちょっとその辺が。だって、再委託しているわけですよね。

○瀬能高齢者支援担当参事 先ほど申しました推進会議の中での資料としてお示しをしておりますが、実際、どこの事業所に何件委託したというものは、当然こちらには報告は上がってきておりますし、そちらにも出してご意見をいただいているところでございます。

あと、県の研修を受けている事業所にしか委託はできないということでございます。

○井上介護保険課長 先ほど0.54%の部分ですが、影響額ということでございますが、1億1,300万円程度の影響があると、年間です。年間給付費に対して1億1,300万円程度の影響ということです。

○近藤哲男委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○城下師子委員 議案第18号「所沢市介護保険特別会計予算」に、日本共産党市議団を代表して反対の意見を申し上げます。

詳細は討論で述べます。今回の新年度予算には、第7期の介護保険料の引き上げ、また介護保険法改正に伴う現役並み所得者の利用負担の引き上げ、高額介護サービスの年間自己負担の上限額の引き上げや紙おむつの利用者への給付割合の引き下げですね。それから、介護保険訪問調査委託事業では、これまで市が行っていた新規や更新申請への訪問調査を社協に委託するというような内容になっておりますので、認められません。

○植竹成年委員 所沢市議会公明党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

この介護保険の料金については、健康福祉常任委員会でも慎重審議させていただきましたが、介護保険料の改定については、これまで基金の取り崩しをたしか14億円行ったり、また、現場の目線に立って、13段階の配分、きめ細かく配分をされたりとか、現場の目線に立った取り組みが今進められようとしています。

また、高齢者人口が増加傾向にある中で、このような形で、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、今回の介護保険料金の改定についてはやむなしと考え、賛成の意見といたします。

○近藤哲男委員長 以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時4分)

再 開 (午後4時0分)

○近藤哲男委員長 再開いたします。

○議案第13号 平成30年度所沢市一般会計予算

○近藤哲男委員長 これより議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」を議題といたします。

全般を通して質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で質疑を終結いたします。

城下委員ほか1名から、お手元に配付してありますとおり、休憩中に議案第13号に対して組みかえ動議が提出されました。

これを本案と併せて議題とし、発議者の説明を求めます。

○城下師子委員 組みかえ動議の内容につきましては、今配付されている別紙のとおりです。

提案理由を申し上げます。

人口減少を想定した公共施設のあり方が議論される中、次世代を定着させる取り組みは喫緊の課題です。増加する保育園・学童保育の待機児童解消や学校施設など教育環境整備を早急に進めなくてはなりません。

このような市民要求を後回しにし、一企業の進出のために多額な市税を投入し、その財源確保のために福祉・教育費を削減することは認められません。子育て世代が安心できるためにも、福祉・教育や市民生活応援の施策を前進させるためにも、予算の組みかえを要求するものです。

○近藤哲男委員長 発議者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時1分)

再 開(午後4時2分)

○近藤哲男委員長 再開いたします。

これより、本動議に対する質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

これより、組みかえ動議について意見を求めます。

〔「ありません」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算一般会計予算」に対する組みかえ動議について、動議のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

挙手少数であります。

よって、組みかえ動議は否決されました。

次に、桑島委員からお手元に配付してありますとおり、休憩中に議案第13号に対する修正案が提出されました。

これを本案と併せて議題とし、提出者から説明を求めます。

○桑島健也委員 ありがとうございます。委員長。

提案理由については、再生可能エネルギー普及推進事業のうち、地域新電力会社については、何かと議論の余地がありますので、趣旨に関わる経費を削除するため、予算の一部を修正する提案を出させていただきました。

○近藤哲男委員長 提出者からの説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩(午後 4時04分)

再 開(午後 4時05分)

○近藤哲男委員長 それでは、再開いたします。

これより、修正案に対する質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

次に、修正案を含め、意見を求めます。

○城下師子委員 議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」に対して、日本共産党市議団を代表して意見を申し上げます。

修正案に賛成し、修正部分を除く原案に以下の項目は反対します。

反対する項目は、入間郡市自衛官募集事務協力事務、それから、行政経営推進委員会、重度障害者福祉タクシー使用料金補助金、重度心身障害福祉手当、グループホーム等利用者家賃補助、難病患者見舞金制度、保育園給食民間委託、放課後子供教室推進事業委託料、保健センター健康管理業務受付等委託事業、それから、東西クリーンセンターの長期包括運營業務委託関連、東西クリーンセンターの長寿命化工事関連、ごみ焼却余熱利用促進市町村等連絡協議会会費、旧コンポストセンター跡地利活用事業、以上、詳細につきましては、討論で申し上げます。

○石本亮三委員 議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」の修正案にリベラル所沢を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の修正案では、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、01環境総務費、24投資及び出資金、31地域新電力会社出資金510万円を削除するものです。

所沢市が自然再生エネルギーの普及をしていこうとする考えには一定の理解はできます。しかし、以下の理由で修正案の賛成の意見を述べさせていただきます。

1、今回の（仮称）株式会社所沢みらい電力の構想は、昨年11月にJFEエンジニアリング株式会社、飯能信用金庫、所沢商工会議所と所沢市で協定が結ばれ、今回の予算の提案に至りました。

越阪部環境クリーン部長の部長目標にも、地域新電力についての記述がなく、この間、余りにも拙速であり、議会として調査する時間がないこと。

2、電力自由化以降、新規参入する事業者が多くあり、中には、経営がうまく展開していないケースもあります。こうしたことから、（仮称）株式会社所沢みらい電力の経営のリスクについて、どの程度か現時点では確認できないこと。

3、かつて所沢市においても、株式会社埼玉西部食品流通センターにおいて、経営に行き詰まり、減資した経緯があります。そのため、市民の税金を投入する第3セクターについては、より慎重かつ丁寧な説明が必要です。株主間契約の素案などが決まった後に提案されるべきものと考えます。

以上、大きく3つの理由で、議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」の修正案の賛成意見といたします。

○桑島健也委員 会を代表して、意見を述べさせていただきます。

まず、4款衛生費の地域新電力会社出資金について、政策目的である再生可能エネルギーの積極的利用の促進については大いに賛成する。しかし、その政策手段としての株式会社へのこの金額での出資には賛成できない。

よって、修正案を提案します。

以下、その理由を述べます。

まず、出資割合については、主導権を握るため、その過半を持つ必要があるとの見解であります。しかし、会社的主导権は、株の過半を持っていれば掌握できるとは必ずしも限りません。特に、この目的とする会社の利益を左右するのは、質疑でも明らかになったように、需給管理業務部門であります。この部門の実質的な執行をJFEエンジニアリングが有している限りにおいて、業務の主導権を把握することは困難が予想されます。

また、供給される電気のはほぼ7割を他社からの調達に頼る限り、価格決定権は電気の大量供給者が持つこととなります。JFEエンジニアリングからは、「できるだけ安価にお届けできるように努めてまいる所存」という曖昧な回答しか得られませんでした。

さらに、会社の売電についても、公共施設に販売する間は一定の売り上げが見込めますが、その後は自由競争にさらされ、とても理念だけで価格劣位にある電気を一般消費者が選考していただけるほど、市場環境は甘くないと見ております。

そもそも、公共が関与する公営企業は、市場がほぼ独占状態にある場合に限定すべきであると考えております。また、会社経営の不調から発生する損失の補償についても疑義が残ります。

ます。

飯能信用金庫からは、会社への貸し出しに当たっては、損失補償ではなく、債務保証も担保も必要としていないとしています。一方で、会社の経営権が所沢市から他社に移り、代表者が市長もしくは副市長でなくなった場合は、改めて協議するとの返答がございました。

そもそも、市の出資会社に対して、土地開発公社と地方道路公社以外では、債務保証は基本的に認められておらず、債務保証にかわるものとして必要な場合、損失補償契約を結ぶことが行われるのが通例であります。この回答からは、借りに際して債務保証を求めないとありますが、損失補償契約を行わないとの明確な回答は得られませんでした。

いずれにせよ、経営責任を問われる可能性が、この回答では否定はできません。

また、会社設立を急ぐ理由として、「二酸化炭素の排出による地球温暖化」しか回答が得られませんでした。

二酸化炭素排出抑制を図るのであれば、会社設立という迂遠な方法を選択するのではなく、西部クリーンセンターの停止による削減効果のほうが、よほど排出抑制に効果があることもつけ加えておきます。

以上のことから、出資部分の予算を減額修正するものであります。

なお、本会派としては、会社の出資行為に全面的に反対するものではありません。電源構成比に応じた出資割合、つまり、他市の事例に多く見られるように、3割以下の出資とし、法人の代表者とはならず、主導権を握ることなく、一定の関与にとどめる限りにおいては、将来にわたるリスク要因を限定的にできることなどからも、検討の余地を残していることは、あえて付け加えておきたいと思えます。

以下は、提案部分を除く原案について賛成の立場からの意見を述べさせていただきます。

4款みどり推進費の狭山湖周辺人道橋整備事業についてです。

質疑の中で、過去の本会議や委員会における総事業費としては、周辺整備費なども含めて大体1億円、工事費用については6,000万円から6,500万円程度という趣旨の答弁に、誤りがあったことが明らかになりました。

正確な答弁は、充実した審査の前提となるものであり、担当者におかれましては、今回の事例を猛省し、今後はこのようなことがないよう、万全を期していただきたいと思えます。

また、当該整備事業の財源として、緑の基金を活用することは、基金条例の規定や、寄附者のご意向等から鑑みるも、違和感を覚えることがあります。

条文の見直しについても検討していただきたいと思えます。

10款教育費、「マチごとエコタウン所沢構想」に基づく小中学校空調設備整備調査事業については、所沢市にふさわしい小・中学校の空調設備のあり方というコンセプトが曖昧であり、また、調査支援委託料330万円の積算根拠も、井勘定で不明確であり、まさに大ざっぱ

な予算計上という感が否めませんでした。

当該事業に反対するものではございませんが、調査結果については教育委員会会議等で報告するだけにとどまらず、議会への報告やホームページ等での公表についても必ず行っていただきたいと思えます。

歳入についてです。

21款諸収入、総務雑入のうち、32諸手当返還金については、これまでの予算特別委員会、決算特別委員会等においても指摘してまいりました。

住居手当や扶養手当等の過払い分について、市職員に返還を求めているものでございます。たとえ、故意によるものではないとしても、元金のみ、かつ分割での返還を無利子で認めているということは、市民の理解を到底得られるものではありません。今後は、チェック体制の見直しを含め、厳格に対応していただきたいと思えます。

○大石健一委員 議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」の原案につきまして、自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

所沢市まち・ひと・しごと総合創生戦略において計画されているCOOL JAPAN FOREST構想、所沢駅周辺まちづくり、産業用地の創出、狭山丘陵の魅力を向上させる水とみどりがつくるネットワークの構築に位置づけられた事業が推進をされ、具現化をするための予算が計上されてきております。

所沢市は交通の利便性から人口増加してきた町ですので、企業の誘致など、経済への政策は、これまで余り予算計上されてこなかったと感じていました。財政の将来を見据えて、まちづくりに投資をしていく姿勢を評価いたします。

また、KADOKAWA、西武鉄道、住友商事という公民連携事業が進められております。民間の活力をこの所沢において発揮させることは望ましいことです。しかしながら、利益を追求していくことが民間企業の使命でもありますので、市民が納得するように、十分な交渉をしていただきたい。特に、所沢駅西口に計画されているペDESTリアンデッキ整備については、西武鉄道及び住友商事等に負担を求めていくことと、都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業C街区に整備される広域型商業施設ショッピングモールにおいても、公共性が感じられる施設が必要であり、市民が集える屋根つき広場などの整備を公民連携して取り組んでいただきたい。

大手企業相手だけではなく、にぎわい創出、民間の企業創出、スモールビジネスの支援のため、公園や道路における民間の活力導入も併せ検討を進めてください。

所沢市障害もある人もない人も共に生きる社会づくり条例に関連している社会的障壁の除去推進事業補助金81万円は、市民参加による議論がされ、兵庫県明石市に続き、共生社会実現に向け、飲食店などでユニバーサルデザインなどを実施するために予算を措置されたこと、

これを高く評価します。

フランス航空教育団来日100周年記念イベント開催事業は、フォール大佐の偉業をたたえることにフランス大使館も大いに賛同していただいたことを鑑み、狭山茶のフランスへの消費拡大戦略と連携を図り、進めていただきたい。

「マチごとエコタウン所沢構想」に基づく小中学校空調設備整備調査事業に関する予算ですが、これまで、多くの労力・人々のエネルギーが費やされた小・中学校へのエアコンの設置がやっと実現していくことになったことは喜ばしいことです。しかし、もっと早い段階で担当者に予算計上へ指示をすべきだったと、質疑を通して感じました。

さて、再生可能エネルギー普及推進事業、再生可能エネルギー電源導入等調査委託料500万円と、地域新電力出資金510万円について考えを申し上げます。

事業計画については、所沢商工会議所や飯能信用金庫だの、経営の専門家から妥当であると説明を受けたとおり、この事業は、原子力発電政策に異を唱える方々、再生可能エネルギー・自然エネルギーを使用されない方々に対する、ある一定のマーケットが存在すると思いますので、この会社の経営は私どもは可能だと考えています。

ただし、市長は、「安易な価格競争はしない」と発言をされていましたが、民業を行うわけですので、販売価格の競争性は常に意識しなければなりません。

議案質疑でも明らかになったように、公共施設における電気代の削減は、それぞれの担当者が努力をされており、最安値を示した企業への契約をしてくれています。その所沢新電力から高い価格で買い続けるわけにはいきません。

出資比率ですが、所沢新電力は、JFEエンジニアリング株式会社に依存することが多いので、本来であれば3分の2以上の出資比率をすべきであると考えますが、所沢市51%、所沢商工会議所10%、飯能信用金庫10%の出資で70%を占めることになっていて、いざというとき、会社を清算するときの特別決議が可能なことから適正であると認めます。

詳しくは、討論のときにも述べたいと思います。

マチごとエコタウン所沢構想においては、地域新電力が立ち上がることについて、首都圏の都市として注目をされているところです。環境先進都市として、所沢市の取り組みが、認識が広まっていくことと考えます。マチごとエコタウンを全国に発信することで、再生可能なエネルギーのさらなる普及が活発となっていくことを期待しています。

以上のことから、地域新電力会社への出資について進めるべきであると考えます。

民生費も過去最高の額となり47.8%を占めており、そして初めて総額が1,000億円を超えた予算編成となっておりますが、未来のために積極的に投資を行った予算編成だと考え、賛成意見といたします。

○亀山恭子委員 所沢市議会公明党を代表して、議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予

算」について、修正案に反対し、原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

それでは、事業ごとに意見を述べます。

男女共同参画費のうちの、男女共同参画苦情処理専門委員報酬については、相談しやすい環境を整え、本来の目的に根差した事業を実施していただくことを求めます。

また、男女共同参画センター費については、今後ますます男女共同参画の視点が重要となるため、市民に定着し活用できるように、事業を縮小することなく、男女共同参画社会を目指し、一層の努力を期待します。

市議会議員選挙執行費においては、平成29年10月の衆議院議員選挙における期日前投票時の課題に対し、何らかの工夫を考え、課題解決へ図りたいとのことでしたが、新年度の予算については計上されていませんでした。翌平成31年には、統一地方選挙・参議院議員選挙等が行われます。期日前投票所の増設設置を含め、混雑緩和など、課題解決への確実な取り組みを求めます。生活困窮者自立促進支援事業において、生活保護に至る前の自立支援として、自立相談や住居確保、給付金を行っています。

また、生活保護事務費においては、就労支援による自立支援、就労自立給付金といった支援も行っています。今年度、確実に生活困窮から自立へとつながっていることがわかりました。民生費が増加する中、新年度においても、これからの支援・取り組みのさらなる充実と実施を図っていただきたい。

再生可能エネルギー普及推進事業については、再生可能エネルギーを活用した電力利用と再生可能エネルギー電源の創出により、温室効果ガス排出係数が2020年段階で20%低減され、地球温暖化対策も推進することができます。収益は、地域経済を活性化し、地域課題の解決等に充当するという新電力会社の基本方針を高く評価いたします。

平成28年度以降、燃料調整費が大きくマイナスになっており、これに伴って、電力単価も低下傾向にあるため、追い風になると考えます。

さらに、これまでは電気の消費者に過ぎなかった市民の多くも、新たな取り組み、太陽光ゼロ円システム、ソーラーシェアリング等によって、地域電力の生産者となり、新たな地域づくりの主体者としての参加が期待できます。

しかしながら、事業のリスクについては、細心の注意を払い、安定した運営を求め、今後の事業展開に期待いたします。

トコロん健幸マイレージ事業については、歩くことを中心に日常的な運動と講座を受講することで、知識の会得と実践の両輪で、健康増進・疾病予防に取り組む有意義な事業と考えるが、費用対効果を鑑み、制度設計の再構築を求めます。

(仮称)第2一般廃棄物最終処分場整備事業については、歴代担当されている職員の皆様の粘り強い取り組みと、地元地権者や地元の皆様のご理解とご協力に感謝と敬意を表します。

今後も、丁寧に、またスピード感を持って進めていただきたい。その上で、ごみの削減にさらに加速度を増して取り組み、この処分場が長く活用できるように努めていただきたいと思っています。

教育指導費において、「教育は人なり」との藤本市長の政治信念に基づいて、県内でもトップクラスの教育者の人的支援を行っています。今後、市内47校の普通教室にエアコンが整備される方向が示され、多額の予算計上が予想されますが、教育への人的支援は、これまで同様の予算措置を求めてまいります。

平成28年度の経常収支比率が96%、平成30年度一般会計予算に占める民生費の割合は47.8%と、財政は依然硬直化から抜け出しておらず、今後、耐用年数を過ぎた公共施設の更新・改修は待ったなしの状況にあります。厳しい財政状況を考慮しつつも、市民福祉の向上となる事業は、積極果敢に取り組んでいただくことを求めます。

○粕谷不二夫委員 議案第13号「平成30年度所沢市一般会計予算」について、会派自民党を代表して意見を申し上げます。

平成30年度の所沢市一般会計予算は、1,002億5,000万円と、当市始まって以来の予算規模となっています。

特に、COOL JAPAN FOREST構想推進事業や（仮称）第2一般廃棄物最終処分場の建設、所沢駅西口区画整理事業、東部クリーンセンター延命化改修工事、あるいは、東西連絡道路整備事業や都市計画道路等、かなり近年になくハード事業に積極的な予算編成になっています。人口減少により都市間競争が問題になる中、当市にとって将来に向けての明るさを感じるものです。

また、再生可能エネルギー普及推進事業についても、従来、新規事業を行うに当たって、ややもすると慎重になりすぎる感があることを考えると、当市のエコタウン構想を進めようとする職員の積極的な考え方に賛成するものであります。

そのほかにも、狭山丘陵魅力向上作戦事業や狭山湖周辺人道橋整備事業など、市内西部地区にも配慮した予算となっており、今後の展開に期待するものです。

なお、小中学校空調設備整備調査事業については、その予算については、その積算根拠について曖昧さを感じるものであり、残念であります。

一方、平成28年度の決算を見ると、経常収支比率が96.0%と高くなっています。少子高齢化の中、社会保障費の増加は避けられず、また、ハード事業に積極的になることは、今後の公債費の増加も予測されます。「入るを量りて出づるを制す」との言葉もあります。歳出の見直しとともに、財源の確保は重要であります。今後の持続可能な行財政運営を考えるに、社会保障費の抑制や市税の確保については、引き続き努力していただくとともに、行政サービスに対する受益者負担金の見直し、所沢カルチャーパーク築造事業の計画変更などにより、

財源を生み出すことにもしっかりと取り組んでいただきたい旨申し上げ、賛成の意見とします。

○近藤哲男委員長　以上で意見を終結いたします。

これより、採決いたします。

初めに、修正案について採決をいたします。

修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、修正案を除く部分の原案の採決をいたします。

修正案を除く部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔発言する人あり〕

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、修正案を除く部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会の全ての審査は終了いたしました。

長時間大変お疲れさまでした。

これをもちまして散会いたします。

ありがとうございました。

散　　会(午後4時30分)